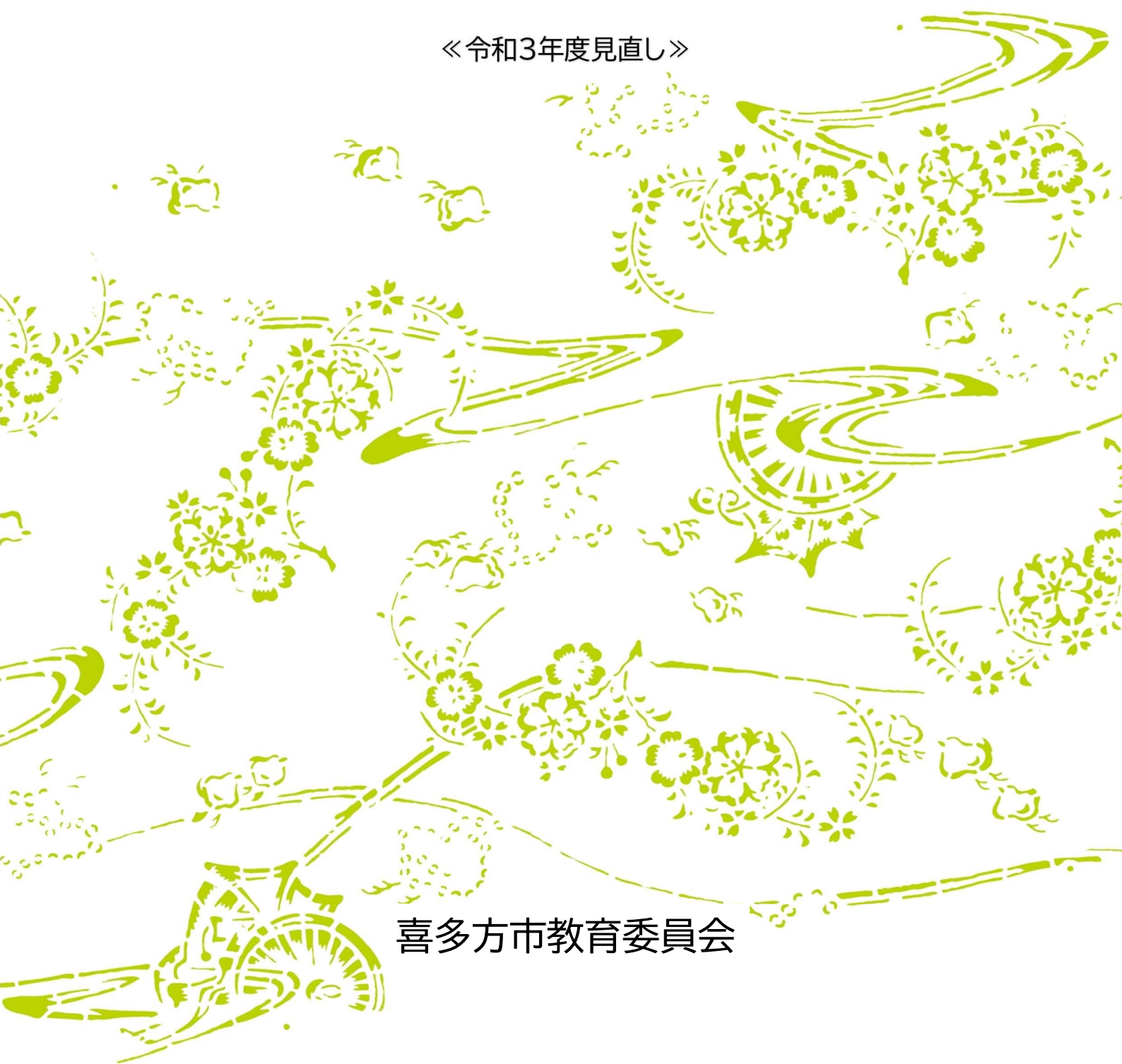


喜多方市教育振興基本計画

地域を支え未来を拓く 人づくりプラン

《令和3年度見直し》

喜多方市教育委員会



喜多方市教育振興基本計画

「地域を支え未来を拓く人づくりプラン」の見直しにあたって

本市教育委員会では、教育の更なる振興と発展を図り、地域社会を支えよりよい未来を拓いていく人材の育成に邁進していくため、本市においては初めてとなる教育基本法に基づく教育振興基本計画として「地域を支え未来を拓く人づくりプラン」を2017（平成29）年3月に策定し、これまでの間「まちづくりは人づくり」の考えのもと、育成すべき人材の姿を基本理念に据えて、教育の各分野において教育の振興に取り組んでまいりました。

しかしながら、本計画の策定後、人口減少と少子高齢化の更なる進行、学習指導要領の改訂、ICT等の技術革新など本市の教育を取り巻く環境は大きく変化してきています。

さらに、令和2年初頭からの世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりこれまでの日常が大きく変化し、不測の事態においても「学びを止めない」対応が強く求められております。

このような様々な状況の変化とこれまでの取組の総括を踏まえ、令和3年度において教育振興基本計画の見直しを行ってまいりました。

今回の見直しにおいては、「地域社会みんなで子どもたちを育てる施策の強化」「新たな時代を生き抜く子どもに必要な資質・能力の育成を目指したICT教育の強化」「人生100年時代を見通した学びの場づくりの強化」「歴史・文化・芸術の保存と活用の強化」などを盛り込んだところであります。

見直し後の教育振興基本計画につきましては、令和4年度からスタートすることになりますが、これまでの取組の深化と時代の変化に応える人材の育成を念頭に本市の教育振興策に取り組んでまいりますので、市民の皆様には引き続き教育への関心を高めていただき、今後とも一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の見直しにあたり御審議をいただきました喜多方市教育振興基本計画審議会委員の皆様には御礼と感謝を申し上げ、計画見直しにあたってのあいさついたします。

令和4年3月

喜多方市教育長 大 場 健 哉

目 次

第1章 計画見直しの概要	1
1 計画見直しの趣旨	1
(1) 社会情勢の変化	1
(2) 国・県における教育の振興策	1
(3) 本市の教育振興基本計画の見直しの趣旨	2
2 これまでの取組の総括	3
3 見直しによる主な変更点	9
4 計画の位置付け	9
5 計画の期間	9
第2章 本市の教育をめぐる現状	10
1 喜多方市長期人口ビジョンによる将来展望人口	10
2 小・中学校児童生徒数の推移	10
3 小・中学校児童生徒数の状況	11
4 喜多方市立認定こども園の状況	11
5 社会教育関連施設	11
6 スポーツ施設	12
7 指定文化財等の状況	12
8 市内の天然記念物	13
9 市内の無形民俗文化財	13
第3章 基本理念と基本目標	14
1 基本理念	14
2 基本目標	15
第4章 施策の展開	16
1 基本目標ごとの施策の展開	17
<u>基本目標Ⅰ 全ての子どもの「生きる力」を育む</u>	17
施策展開の方針	17
<u>施策目標1 確かな学力の育成</u>	17
現状と課題	17
重点的に取り組む施策	18
<u>施策目標2 豊かな心の育成</u>	19
現状と課題	19
重点的に取り組む施策	20
<u>施策目標3 健やかな体づくり</u>	21
現状と課題	21
重点的に取り組む施策	22
<u>施策目標4 一人一人のニーズに応じた教育</u>	23
現状と課題	23
重点的に取り組む施策	24

<u>施策目標 5 学びを支える環境の整備</u>	25
現状と課題	25
重点的に取り組む施策	27
指標と目標値	29
基本目標Ⅱ 生涯学習活動への主体的な実践力を育む	31
施策展開の方針	31
<u>施策目標 1 学びを通じた心豊かな人材の育成</u>	31
現状と課題	31
重点的に取り組む施策	33
<u>施策目標 2 スポーツに親しめる機会の拡充</u>	34
現状と課題	34
重点的に取り組む施策	36
<u>施策目標 3 郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成</u>	37
現状と課題	37
重点的に取り組む施策	38
指標と目標値	39
基本目標Ⅲ 歴史・文化・芸術への関心を高め豊かな感性と郷土愛を育む	40
施策展開の方針	40
<u>施策目標 1 市民のニーズを踏まえた文化芸術に触れる機会の拡充</u>	40
現状と課題	40
重点的に取り組む施策	41
<u>施策目標 2 地域に残る自然や歴史・文化等の保存と活用</u>	42
現状と課題	42
重点的に取り組む施策	44
指標と目標値	45
2 施策の体系図	46
第 5 章 計画の実現に向けて	48
1 市民への周知とニーズの把握	48
2 各種機関・団体等との連携の強化	48
3 重点事業の実施と財源の確保	48
4 計画の進行管理	48
資料編	49
喜多方市教育振興基本計画見直しの主な経過	49
喜多方市教育振興基本計画審議会諮問書	50
喜多方市教育振興基本計画審議会答申書	50
喜多方市教育振興基本計画審議会条例	51
喜多方市教育振興基本計画審議会委員	52
喜多方市教育委員会 教育長・教育委員	53
喜多方市教育振興基本計画策定作業部会設置要綱	53
喜多方市教育振興基本計画策定作業部会構成員	54

第1章 計画見直しの概要

1 計画見直しの趣旨

(1) 社会情勢の変化

我が国では、人口減少と少子高齢化の進行、国際化の一層の進展、人工知能（AI）、IoT（※1）やビッグデータ（※2）等をはじめとする技術革新が一層進み、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）（※3）の到来が予想されています。

令和2年のはじめから全世界的に流行した新型コロナウイルス感染症により、感染拡大防止の観点から「新しい生活様式」への転換が求められ、テレワークや学校における1人1台の端末の導入などICT（※4）の整備と活用が進んでいます。

また、近年は、台風や大雨、地震による大規模な自然災害が発生し、全国各地で大きな被害が生じています。

(2) 国・県における教育の振興策

国においては、平成18年に教育基本法を改正し、今日求められる教育の目的や理念などを定めるとともに、国と地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定しており（資料①）、平成30年には2030年以降の社会を展望して教育政策を展開していくよう第3期教育振興基本計画（平成30（2018）年度から令和4（2022）年度）を策定しました。（P2資料②）

福島県では、令和3年12月に令和4年度から令和12年度までの9年間を計画期間とした第7次福島県総合教育計画を策定し、福島県で育成したい人間像として「急激な社会の変化の中で、自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人」を掲げて取組を進めることとしています。

（資料①）

教育基本法

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

（※1）IoT … あらゆるものがインターネットを通じてつながることによって実現するサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素、技術の総称

（※2）ビッグデータ … インターネットの普及やコンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される大容量のデジタルデータ

（※3）超スマート社会（Society5.0）… ①狩猟社会 ②農耕社会 ③工業社会 ④情報社会 に続く人類史上5番目の新しい社会

（※4）ICT … 情報通信技術

第3期教育振興基本計画の概要

2030年以降の社会を展望した 教育政策の重点事項	今後の教育政策に関する基本的な方針
◆ 第2期教育振興基本計画で掲げた「自立」「協働」「創造」を継承 ◆ 「人生100年時代」と「Society5.0」の到来に向け、政府が取組を進める「人づくり革命」と「生産性革命」に教育政策として貢献することが喫緊の課題 ◆ 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育政策の中心に据えて取り組む	- 方針1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する - 方針2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する - 方針3 生涯学び、活躍できる環境を整える - 方針4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する - 方針5 教育政策推進のための基盤を整備する

(3) 本市の教育振興基本計画の見直しの趣旨

本市では、平成29年3月に、市の総合計画「きたかた活力推進プラン」（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）を策定し、本市の更なる発展に向けて施策を展開しております。教育委員会においても、地域性を十分生かしながら、子どもたちや市民が願っている教育を実現させるため、教育振興策の基本的な計画として、令和8年度まで取り組む喜多方市教育振興基本計画「地域を支え未来を拓く人づくりプラン」を策定しました。

この間、「まちづくりは人づくり」の考えのもと、本市の教育振興に向けた基本理念を「自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、たくましく生きる喜多方人の育成」とし、学校教育、生涯学習、歴史・文化・芸術の各分野において目指すべき基本目標を掲げ、その実現に向けた施策展開の方針と目標、重点施策を示し、各施策を展開してきました。

一方で、本計画の策定後、人口減少と少子高齢化の進行、学習指導要領(※)の改訂、ICT、人口知能(AI)等の技術革新、国際化の一層の進展など本市の教育を取り巻く環境が大きく変化してきています。

さらに、これまでに経験したことのないような自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大などの不測の事態においても「学びを止めない」という対応が求められています。

また、令和3年度に社会情勢の変化等を踏まえ、市の総合計画の見直しが行われたところであります。

このような様々な状況の変化を踏まえ、本計画を見直しするものです。

(※) 学習指導要領 … 全国どこの学校でも一定水準が保てるよう文部科学省が定めている教育課程の基準であり子どもたちの教科書や時間割はこれを基に作られている。

2 これまでの取組の総括

喜多方市教育振興基本計画「地域を支え未来を拓く人づくりプラン」は、基本理念である「自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、たくましく生きる喜多方人の育成」のもと、3つの基本目標を設定しています。

- 基本目標Ⅰ 全ての子ども「生きる力」を育む
 基本目標Ⅱ 生涯学習活動への主体的な実践力を育む
 基本目標Ⅲ 歴史・文化・芸術への関心を高め豊かな感性と郷土愛を育む

この3つの基本目標それぞれにおいて成果指標を設定しています。これまでの取組の総括として、これらの成果指標と照らし合わせて施策全体の進捗を確認しました。

(1) 基本目標Ⅰ 全ての子ども「生きる力」を育む

指標名	「自分にはよいところがある」と回答した割合			
指標の説明	全国学力・学習状況調査における質問項目で「あてはまる」と回答した割合			
平成28年度 (初期値)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
〈小学校〉 31.0%	〈小学校〉 39.0%	〈小学校〉 47.0%	〈小学校〉 45.0%	調査未実施
〈中学校〉 24.0%	〈中学校〉 24.0%	〈中学校〉 31.0%	〈中学校〉 23.0%	

指標名	(知) 全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学における全国平均との比較			
指標の説明	国語と算数・数学の「主に知識に関する問題(A)」と「主に活用に関する問題(B)」の全国標準化得点との比較 (※令和元年度の調査から、A・B問題が統一された)			
平成28年度 (初期値)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
〈小学校〉 国A：全国並み 国B：下回る 算A：やや下回る 算B：やや下回る	〈小学校〉 国A：上回る 国B：やや下回る 算A：全国並み 算B：全国並み	〈小学校〉 国A：やや下回る 国B：やや下回る 算A：全国並み 算B：やや下回る	〈小学校〉 国：やや下回る 算：下回る	調査未実施
〈中学校〉 国A：やや下回る 国B：やや下回る 数A：やや下回る 数B：下回る	〈中学校〉 国A：やや下回る 国B：やや下回る 数A：下回る 数B：下回る	〈中学校〉 国A：やや下回る 国B：やや下回る 数A：下回る 数B：下回る	〈中学校〉 国：やや下回る 数：下回る	

指標名	(徳)「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した割合			
指標の説明	全国学力・学習状況調査における質問項目で「あてはまる」と回答した割合			
平成 28 年度 (初期値)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
〈小学校〉 66.0%	〈小学校〉 70.0%	〈小学校〉 73.0%	〈小学校〉 76.0%	調査未実施
〈中学校〉 70.0%	〈中学校〉 65.0%	〈中学校〉 69.0%	〈中学校〉 67.0%	

指標名	(体) 体力・運動能力調査における達成率			
指標の説明	調査の 8 項目中、何種目で全国平均値並となったかを表す達成率			
平成 28 年度 (初期値)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
〈小学校〉 男：46.0% 女：44.0%	〈小学校〉 男：59.6% 女：63.2%	〈小学校〉 男：54.0% 女：64.0%	〈小学校〉 男：71.0% 女：59.0%	調査未実施
〈中学校〉 男：23.0% 女：20.0%	〈中学校〉 男：62.5% 女：55.4%	〈中学校〉 男：59.0% 女：61.0%	〈中学校〉 男：54.0% 女：50.0%	

指標名	「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合			
指標の説明	全国学力・学習状況調査における質問項目で「あてはまる」と回答した割合			
平成 28 年度 (初期値)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
〈小学校〉 67.0%	〈小学校〉 70.2%	〈小学校〉 64.0%	〈小学校〉 67.0%	調査未実施
〈中学校〉 48.0%	〈中学校〉 43.7%	〈中学校〉 40.0%	〈中学校〉 48.0%	

指標名	学級生活満足群と不満足群の割合				
指標の説明	Q-Uで、学級集団に対し「居心地がよい、嫌な思いをしていない」と捉えている子どもの割合（満足群）とその反対の意味で捉えている子どもの割合（不満足群）				
平成 27 年度 (初期値)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
〈小学校〉 満足群 64.0% 不満足群 13.0%	〈小学校〉 満足群 68.0% 不満足群 12.0%	〈小学校〉 満足群 68.0% 不満足群 10.0%	〈小学校〉 満足群 64.0% 不満足群 12.0%	〈小学校〉 満足群 67.0% 不満足群 11.0%	〈小学校〉 満足群 72.0% 不満足群 12.0%
〈中学校〉 満足群 59.0% 不満足群 19.0%	〈中学校〉 満足群 61.0% 不満足群 18.0%	〈中学校〉 満足群 63.0% 不満足群 16.0%	〈中学校〉 満足群 69.0% 不満足群 11.0%	〈中学校〉 満足群 67.0% 不満足群 12.0%	〈中学校〉 満足群 70.0% 不満足群 12.0%

【総括】

自己啓発力などにおいては、「自分にはよいところがあると回答した割合」が平成 28 年度と比較して小学校では増加傾向にあるものの、中学校では横ばいの傾向にあります。「人の役に立つ人間になりたいと思う割合」では中学校が減少しています。

学力面では全国学力・学習状況調査の結果でみると、小学校は、知識理解力（A）は全国平均値と同等であるものの、活用力（B）が全国平均値を下回っている状況にあります。

また、中学校は、知識理解力（A）は全国平均値をやや下回り、活用力（B）は全国平均値を下回っている状況にあります。

これらのことから、学習意欲の育成、個に応じた指導の充実、教師の指導力の向上などが課題となっています。

一方、体力・運動能力については、平成 28 年度と比較して小中学校ともに改善が見られたところです。

また、「将来の夢や目標を持っていると回答した割合」では、小中学校ともに横ばいの傾向となっていますが「学級生活満足群と不満足群の割合」では、小中学校ともに満足群の割合が増加し、改善が図られています。

(2) 基本目標Ⅱ 生涯学習活動への主体的な実践力を育む

指標名	生涯学習講座の受講者数				
指標の説明	生涯学習講座を受講した年間の延べ人数				
平成 27 年度 (初期値)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
53,837 人	53,993 人	53,765 人	53,379 人	50,276 人	23,763 人

指標名	講師派遣事業支援実施数				
指標の説明	勉強会等への講師派遣の年間の回数				
平成 27 年度 (初期値)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
55 回	44 回	55 回	50 回	43 回	19 回

指標名	図書館の図書貸出冊数				
指標の説明	図書館の年間の図書貸出冊数				
平成 27 年度 (初期値)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
133,273 冊	128,095 冊	125,189 冊	128,854 冊	131,687 冊	118,431 冊

指標名	生涯スポーツ活動者数				
指標の説明	スポーツイベント・教室等への年間参加者数				
平成 27 年度 (初期値)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
18,994 人	22,907 人	18,714 人	20,134 人	17,677 人	6,031 人

指標名	スポーツ施設利用者数				
指標の説明	スポーツ施設の年間利用者数				
平成 27 年度 (初期値)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
318,167 人	326,302 人	331,295 人	324,447 人	344,649 人	145,439 人

【総括】

生涯学習講座の受講者数は横ばい、講師派遣事業支援実施数は減少傾向、図書館の図書貸出冊数、生涯スポーツ活動者数、スポーツ施設利用者数は増加傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度は全てにおいて大きく減少している状況にあります。

生涯学習については、公民館講座や事業などの実施及び社会教育施設の利用促進を図ってきましたが、市民生活の多様化に伴い、市民ニーズやライフスタイルに応じた学習機会の拡充や支援などが求められています。

また、生涯スポーツについては、各種イベントの実施や社会教育施設の利用促進を図ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、イベント規模や施設利用の在り方などの検討が必要となっています。さらに、今後は県内唯一の漕艇場を活用したまちづくりやアメリカ合衆国を相手国とした東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流事業を契機としたグローバルな活動と人材育成を進める必要があります。



公民館講座「わんぱく教室」



ホストタウン交流事業

(3) 基本目標Ⅲ 歴史・文化・芸術への関心を高め豊かな感性と郷土愛を育む

指標名	文化施設の入館者数				
指標の説明	喜多方市美術館の年間入館者数				
平成 27 年度 (初期値)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
13,629 人	15,359 人	9,403 人	9,103 人	6,927 人	5,157 人

指標名	文化財活用事業の参加者数				
指標の説明	国・県・市指定文化財等を活用した各種事業への年間参加者数				
平成 27 年度 (初期値)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
2,300 人	2,342 人	2,738 人	2,981 人	2,548 人	743 人

指標名	文化財の指定件数				
指標の説明	国・県・市の文化財指定件数（累計）				
平成 27 年度 (初期値)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
175 件	177 件	179 件	180 件	181 件	182 件

【総括】

喜多方市美術館の年間入館者数は減少傾向、文化財活用事業の参加者数は平成 30 年度までは増加傾向、それ以降は新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止により令和 2 年度は大幅な減少となりました。文化財の指定件数については、毎年増加している状況にあります。

これまで文化財の保護・保存や文化芸術創造都市の推進に取り組んできたところであり、今後は、本市の歴史や文化を正しく理解し、豊かな感性と郷土愛を育むことができるよう、市民が子どもの頃から文化・芸術に触れる機会の拡充を図ることが必要です。

また、地域の歴史や文化芸術などを生かした独自性に富んだまちづくりを進めるため「文化芸術推進基本計画」「文化財保存活用地域計画」を令和 4 年度までに策定し、文化芸術の持つ力により心豊かな活力ある地域社会を創造するとともに、関連する文化財を一体的・総合的に捉え、地域社会全体で文化財を保存・活用する仕組みづくりが必要です。

3 見直しによる主な変更点

平成 28 年度に策定した本計画は、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までの 10 年間の計画の期間としていることから、「基本理念、基本目標及び施策展開の方針」については、策定時のまま原則として継続します。また、3 つの基本目標に沿って「施策目標」及び「重点的に取り組む施策」を体系付ける構成も継続します。

「施策目標」ごとに現状と課題を整理し、「重点的に取り組む施策」を設定しました。

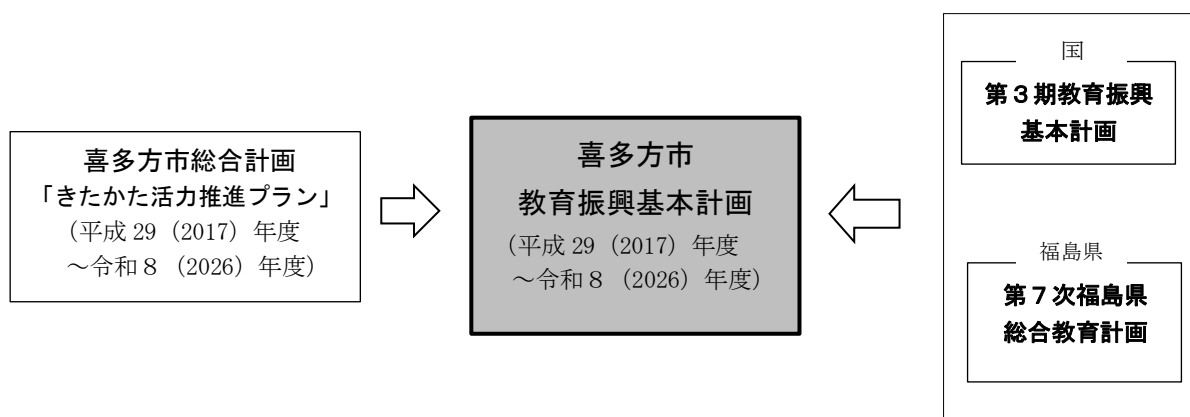
また、「指標と目標値」については、追加や一部見直しを行うとともに、各年度に目標値を設定しました。

なお、見直しの方針は、以下の点です。

- (1) 地域社会みんなで子どもたちを育てる施策を強化する。
- (2) 新たな時代を生き抜く子どもに必要な資質・能力育成を目指した ICT 教育を強化する。
- (3) 人生 100 年時代を見通した学びの場づくりを強化する。
- (4) 喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づく施設の整備を追加する。
- (5) 各施策目標に SDGs の目標との関連を位置付けする。

4 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、政府が定めた教育振興基本計画を参酌し、第 7 次福島県総合教育計画を踏まえ、本市の総合計画「きたかた活力推進プラン」との整合性を図りながら策定するものであり、本市の総合計画を推進する教育分野の個別計画として、本市の教育を振興するための基本理念と基本目標を掲げ、施策展開の方針と重点的に取り組む施策の内容、その達成目標を明らかにするものです。



5 計画の期間

本計画は、本市の総合計画「きたかた活力推進プラン」との整合性を図るため、平成 29（2017）年度を初年度とし令和 8（2026）年度を目標年次とする 10 年間の計画とします。

なお、本計画策定後、市の総合計画の見直し、社会情勢の変化などを踏まえ、令和 3 年度に見直しを行いました。

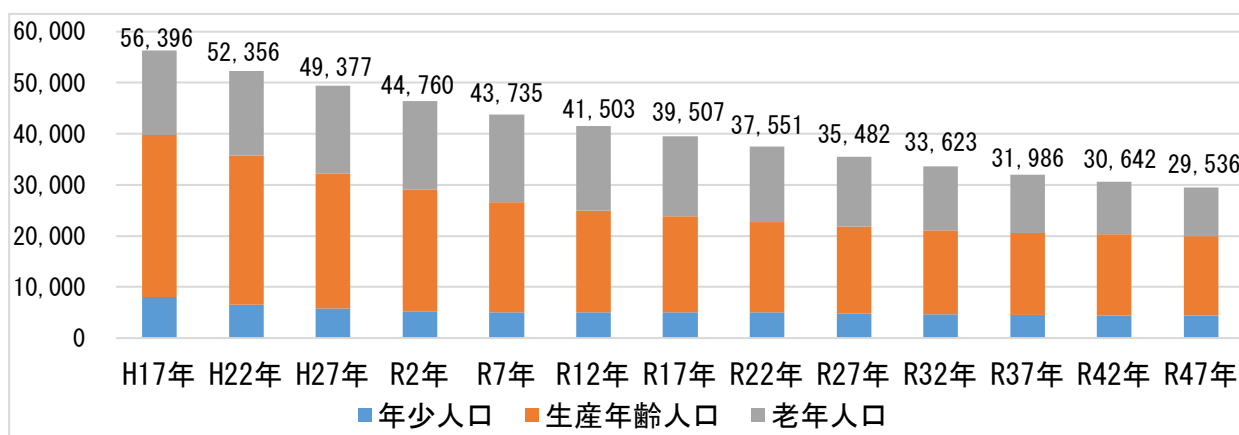
第2章 本市の教育をめぐる現状

本市の人口減少と少子高齢化が進行し、合併時に 56,000 人を超えていた人口は平成 27 年の国勢調査では約 50,000 人、令和 2 年の国勢調査では約 45,000 人に減少し、高齢化率も合併時の 29.4%から平成 27 年の国勢調査では 33.8%、令和 2 年の国勢調査では 36.8%と高くなってきています。

小中学校の児童生徒数は合併直後には 5,000 人を超えていましたが、本計画策定時の平成 28 年度には約 3,600 人、令和 3 年度には約 3,200 人まで減少しており、複式学級が出現する小学校も増加する傾向にあるなど、人口減少と少子化の進行は教育の分野にも大きな影響を及ぼしています。

1 喜多方市長期人口ビジョンによる将来展望人口

単位:人



平成 17 年から令和 2 年までの人口は国勢調査による。

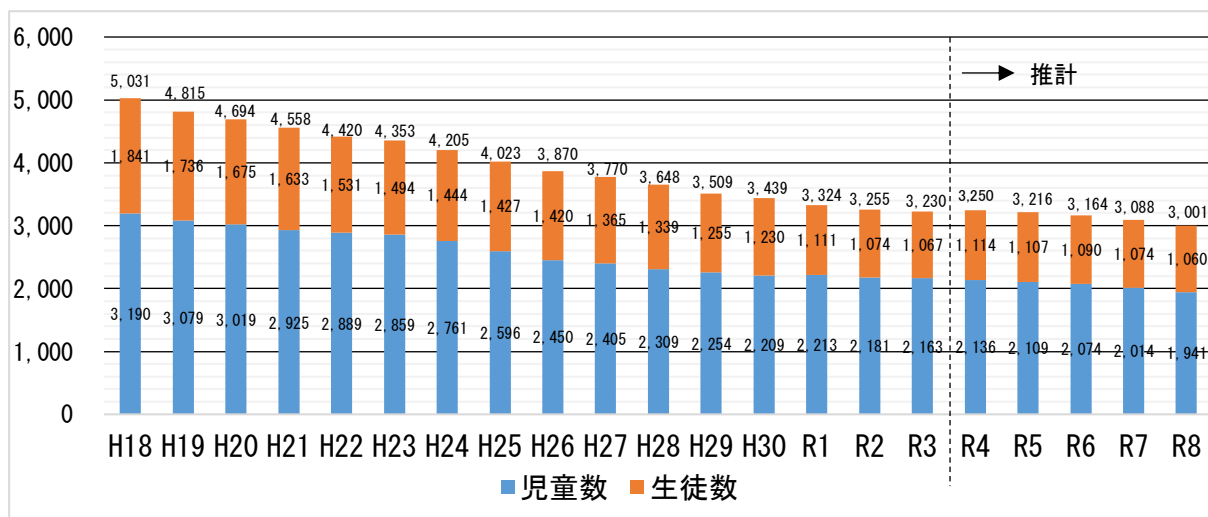
年少人口（0～14 歳） 生産年齢人口（15～64 歳） 老年人口（65 歳以上）

2 小・中学校児童生徒数の推移

各年 5 月 1 日現在の人数

単位:人

(令和 4 年以降は令和 3 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳から推計)



3 小・中学校児童生徒数の状況（令和3年5月1日現在）

単位：人

学 校 名	児童生徒数	学級(普通)	特別支援学級	学 校 名	児童生徒数	学級(普通)	特別支援学級
第一小学校	409	14	5	姥堂小学校	48	5	1
第二小学校	342	13	2	駒形小学校	61	5	1
松山小学校	155	7	2	山都小学校	88	6	1
上三宮小学校	16	2		高郷小学校	58	6	1
第三小学校	89	6		小学校 計	2,163	118	17
関柴小学校	102	6		第一中学校	265	9	2
熊倉小学校	71	6		第二中学校	258	9	2
豊川小学校	121	6	1	第三中学校	185	6	1
慶徳小学校	50	5		会北中学校	37	3	
熱塩小学校	40	5		塩川中学校	242	8	2
加納小学校	56	5	1	山都中学校	53	3	
堂島小学校	62	6		高郷中学校	27	3	
塩川小学校	395	15	2	中学校 計	1,067	41	7

※ 上三宮、慶徳、熱塩、加納、姥堂、駒形の各小学校には、複式学級が存在します。

4 喜多方市立認定こども園の状況（令和3年5月1日現在）

単位：人

こども園名	園児数	定員	こども園名	園児数	定員
第一こども園	72	90	駒形こども園	54	65
第二こども園	69	80	堂島こども園	68	70
第三こども園	63	60	姥堂こども園	48	55
第四こども園	45	80	山都こども園	50	90
すぎっここども園	24	45	高郷こども園	35	50
			計	528	685

5 社会教育関連施設（令和4年3月1日現在）

区 分	施 設 名	区 分	施 設 名
公 民 館	中央公民館（喜多方プラザ内）	図 書 館	図書館
	中央公民館分館（厚生会館に併設）	美 術 館	美術館
	松山公民館	文 化 施 設	喜多方プラザ
	上三宮公民館		厚生会館
	岩月公民館	郷 土 民 俗 館	郷土民俗館
	関柴公民館		山都民俗資料館
	熊倉公民館		飯豊山寄覧所館
	慶徳公民館		高郷郷土資料館
	豊川公民館		高郷民俗資料室
	熱塩加納公民館		日中線記念館
	塩川公民館	そ の 他	勤労青少年ホーム
	堂島地区公民館		入田付地区活性化センター
	姥堂地区公民館		岩月夢想館
	駒形地区公民館		カイギウランドたかさと
	山都公民館		
	高郷公民館		

6 スポーツ施設（令和４年３月１日現在）

区 分	施 設 名	区 分	施 設 名
体育館	押切川公園体育館	運動広場	堂島運動場
	勤労青少年体育センター		山都森林スポーツ公園
	熱塩加納体育館		高郷運動広場
	塩川体育館	野球場	押切川公園野球場
	堂島屋内運動場		ひばりが丘球場
	山都体育館		熱塩加納運動場（野球場）
	高郷体育館	庭球場	東町公園庭球場
	西羽賀体育館		熱塩加納運動場（庭球場）
	磐見体育館		山都テニス・バレーコート
運動広場	押切川公園スポーツ広場		高郷運動広場
	押切川公園自由広場	武道館	柔道場・剣道場・弓道場
	熱塩加納運動場（多目的広場）	水泳場	市民プール
	宮川公園（運動場）	スキー場	三ノ倉スキー場
	御殿場公園運動広場	漕艇場	荻野漕艇場（県営）
	日橋川緑地自由広場		

7 指定文化財等の状況（令和４年３月１日現在）

区 分	種 別	件数	区 分	種 別	件数
国 指 定 文 化 財	史跡	2	市 指 定 文 化 財	史跡	15
	建造物	2		建造物	4
	彫刻	2		彫刻	14
	工芸品	2		美術工芸品	11
	無形民俗	1		典籍	2
特別天然記念物	特別天然記念物	1		考古資料	3
伝統的建造物群保存地区	重要伝統的建造物群保存地区	1		有形民俗	25
県 指 定 文 化 財	史跡	5		無形民俗	4
	建造物	4		歴史資料	3
	彫刻	13		古文書	8
	工芸品	4		天然記念物	10
	典籍	1	国 登 録 文 化 財	建造物	52
	考古資料	1			
	有形民俗	1			
	無形民俗	3			
	歴史資料	2			
	古文書	1			
	天然記念物	2			

8 市内の天然記念物（令和4年3月1日現在）

名 称	指定	所 在 地	備 考
ニホンカモシカ	国	朝日・飯豊山系保護地域	国特別天然記念物
アイヅタカサトカイギョウ化石	県	高郷町西羽賀（カイギョウランド）	
二軒在家の大クリ	県	岩月町入田付（二軒在家）	
新宮熊野神社の大イチョウ	市	慶徳町新宮	
中善寺のめおとカリン	市	関柴町関柴	
押切川公園イトヨ生息地	市	押切川公園内	
温泉神社の大杉	市	熱塩加納町熱塩	
戸隠神社の大イチョウ	市	塩川町金橋	
杓子ヶ入のメグスリノキ	市	塩川町中屋沢	
御沢の杉と栃	市	山都町一ノ木	
塩坪化石層	市	高郷町塩坪	
ギフチョウ	市	市全域	
キマダラルリツバメ	市	市全域	

9 市内の無形民俗文化財（令和4年3月1日現在）

名 称	指定	所 在 地	備 考
会津の御田植祭	国	慶徳町豊岡 会津美里町	
上三宮三島神社の太々神楽	県	上三宮町上三宮	
下柴の彼岸獅子	県	関柴町下柴	
会津大念仏撰取講	県	熊倉町熊倉・塩川町中ノ目・湯川村勝常	広域指定
会津念仏撰取講	市	熊倉町辻	
中ノ目念仏踊り	市	塩川町中ノ目	
中道地竹細工	市	塩川町中道地	
熱塩の梵天祭	市	熱塩加納町熱塩	
中村の彼岸獅子	市	松山町中村（中村・百目二貫分）	



会津の御田植祭（慶徳稲荷神社の御田植祭）

第3章 基本理念と基本目標

本市の総合計画「きたかた活力推進プラン」に掲げる将来の都市像「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」の実現を目指し、教育委員会では本市の教育の現状と課題を踏まえ、子どもたちや市民が願っている教育を実現させる教育振興策に取り組んでいくため、教育振興に向けた基本理念と基本目標を掲げます。

1 基本理念

人口減少や少子高齢化の進行、国際化の一層の進展、人口知能（AI）、IoTやビッグデータ等をはじめとする技術革新が一層進み、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（society5.0）の到来が予想されています。

また、自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大など不測の事態においても「学びを止めない」という対応が求められています。

本市では平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする総合計画「きたかた活力推進プラン」により、「協働によるまちづくり」「だれもが輝くまちづくり」「地域性を生かしたまちづくり」「交流と連携によるまちづくり」を基本的な考えとして各種施策を展開しています。

教育委員会では、「まちづくりは人づくり」の考えから、確かな学力と豊かな心を身に付け、自分自身に揺るぎない自信を持ち、豊かな自然や歴史・文化に恵まれた郷土を愛し、自立しながらも地域社会の中で絆を大切に、共に力強く生き抜いていく力を持った人材を育成していくため、本市の教育振興の基本的な考え方として次の基本理念を掲げます。

自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、
たくましく生きる喜多方人の育成



小学校陸上大会

2 基本目標

本計画の基本理念のもと、3つの基本目標を定め本市の教育振興策を展開します。

基本目標 Ⅰ

全ての子ども「生きる力」を育む



理科の実験

子どもたち一人一人の個性を大切にしながら、確かな学力、豊かな心、健やかな心身の育成など、社会の変化に対応しながら、たくましく生き抜いていく力を育みます。

基本目標 Ⅱ

生涯学習活動への主体的な実践力を育む



蔵のまち喜多方健康マラソン大会

市民一人一人が、学ぶ楽しさや喜びを感じ自己実現を目指すとともに、地域の絆を大切にしながら、住みよい地域社会づくりに参画できるよう、生涯にわたり主体的に学習活動やスポーツ活動に取り組む力を育みます。

基本目標 Ⅲ

歴史・文化・芸術への関心を高め 豊かな感性と郷土愛を育む



郷土民俗館を見学

本市の文化等を身近に感じる取組を通して、本市の豊かな自然や歴史・文化・芸術について、市民の興味を喚起し関心を高め豊かな感性と郷土愛を育みます。

第4章 施策の展開

3つの基本目標を達成するため、基本目標ごとに施策を展開する方針とその目標を定め、現状と課題を踏まえるとともに、重点的に取り組む施策を示します。

また、施策を展開する上で必要な視点として、持続可能な開発目標（SDGs）の考えを取り入れます。各施策目標にSDGsの17の目標に特に関連する目標を示し、本市の教育の施策を推進します。



SDGsの目標 平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における国際目標です。令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指す17の目標が掲げられています。

目標1 貧困をなくそう
目標2 飢餓をゼロに

目標3 すべての人に健康と福祉を
目標4 質の高い教育をみんなに

目標5 ジェンダー平等を実現しよう

目標6 安全な水とトイレを世界中に

目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

目標8 働きがいも経済成長も

目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう

目標10 人や国の不平等をなくそう
目標11 住み続けられるまちづくりを

目標12 つくる責任つかう責任

目標13 気候変動に具体的な対策を

目標14 海の豊かさを守ろう
目標15 陸の豊かさを守ろう

目標16 平和と公正をすべての人に

目標17 パートナリシップで目標を達成しよう

あらゆる場所のあらゆる形の貧困をなくしましょう
誰もが栄養のある食べ物を十分に手に入れられるようにし、未来もずっと続けられる農業を進めましょう
すべての人が健康で幸せな生活を送れるようにしましょう
誰もが質の高い教育を受けられ、生涯学習に取り組める社会にしましょう
ジェンダー平等を実現し、すべての女性と女児が能力を発揮できるようにしましょう
誰もが安全な水とトイレを利用できるようにし、ずっと管理していけるようにしましょう
すべての人が、安くて信頼できる現代的なエネルギーを利用できるようにしましょう
すべての人のための持続可能な経済成長を進め、誰もが生産的で働きがいのある人間らしい仕事ができる社会にしましょう
災害に強いインフラを備え、みんなに役立つ持続可能な形で産業を発展させ、新しい技術を生み出しましょう
世界中にあるさまざまな不平等や差別をなくしましょう
安全で災害に強く、誰もがずっと安心して暮らせるまちをつくりましょう
生産者も消費者も将来にわたって地球環境や健康を守れるような行動をとりましょう
気候変動から地球を守るため、すぐに具体的な行動を起こしましょう
海や海産物を守り、将来を考えて大切に使いましょう
陸上の生態系を守り、砂漠化を防いで、多様な生物が生きられる環境を失わないようにしましょう
平和で誰も置き去りにすることなく、すべての人が法や制度に守られる社会をつくりましょう
目標を達成するため、世界のみんなで力を合わせましょう

1 基本目標ごとの施策の展開

基本目標 I

全ての子どもの「生きる力」を育む

施策展開の方針

幼児教育との連携を図りながら、全ての子ども一人一人の夢、希望、目標等を踏まえ、可能性やよさ、持ち味、特徴を引き出し、生かし、伸ばす教育を行います。

教育活動の基盤づくりや環境づくりを行い、一人一人の子どもの教育を保障します。

施策目標 1 確かな学力の育成

知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力を働かせ、主体的に問題解決できる子どもの育成を目指すとともに、全ての子どもの可能性やよさ、持ち味、特徴等を引き出し、生かし、伸ばす教員の資質・能力を向上させます。



<現状と課題>

○授業の質的改善

本市の小中学校における喫緊の課題である「学力の向上」に向け、タブレットなどICT機器の積極的な活用とリーディングスキル向上による読解力の更なる育成を図りながら、「教師が話す」から「子どもがかかわり合い創る授業へ」の転換を図るための取組を推進してきました。

今後も、全教員が全ての子どもの「わかる・できる授業づくり」に向け、子どもの実態に応じた授業の質的改善に取り組んでいくことが必要です。

○指導力向上

児童生徒の学力向上のためには、教員による児童生徒の理解や学級集団づくりが重要であることから、各種研修会を充実させるとともに、各学校が行う教員研修を支援してきました。

今後も、児童生徒を理解する力、発達段階や学級集団の実態等に応じた指導技術など、教員の指導力を更に向上させていく必要があります。

○学習環境の整備

児童生徒の学ぶ環境を整えるために、外国人の英語指導助手の配置や学校司書配置事業を

実施し、外国語指導の充実や学校図書館の環境を充実させてきました。

今後も、児童生徒の学習意欲や学力向上を図るため、環境づくりを継続して進める必要があります。

○幼児教育との接続連携

幼児教育からの無理のない接続のため、幼小接続・連携教育を強化し、「小学校入学まで（幼児教育）」に育てたい姿をイメージしながら、「ここまで育てよう!! 喜多方の子どもたち」(※)を活用し取り組んでいくことが必要です。

《重点的に取り組む施策》

① 各種学校訪問等の実施

指導主事が学校を訪問し、学校が抱える課題や「わかる・できる授業」づくりのため、子どもの実態に応じた授業の質的改善に向け、具体的な方法について指導・支援します。

また、学力の指標となる全国学力調査や市独自で行う総合学力調査の結果を基に、学びの支援を行います。

② 英語力の向上（A L T 配置事業）

外国人の英語指導助手（A L T）を派遣し、児童生徒が外国人と気軽に接することにより、英語学習の意欲を高めるとともに、生の英語による語学力の向上を図ります。

③ 学校図書館の機能強化（学校司書配置事業）

全小中学校に学校司書を配置することにより、学校図書館の機能を充実させ、児童生徒の読書習慣の定着と調べ学習の支援による学力向上を図ります。

④ リーディングスキルの向上

学力向上のためには、読解力の向上に取り組むことが必要と考え、文章の構造や用語の意味を正しく認識することを目指し、市独自にリーディングスキルテストを作成し、児童生徒に実施することで、リーディングスキルを高めます。

また、授業においてはリーディングスキルを踏まえた学習指導を重視します。

⑤ 教員を対象とした各種研修会の開催

教員の児童生徒を理解する力、授業力、生徒指導力、学級経営力等、児童生徒の資質・能力を育成するために必要な研修会等の充実を図ります。

⑥ 幼児教育との接続連携

小学校とこども園・保育所等が相互理解を深めるため、幼小連携研修会の開催や要請訪問等を実施します。

(※) 「ここまで育てよう!! 喜多方の子どもたち」 … 幼・小・中のそれぞれの発達の段階における育てたい力を喜多方市独自にまとめたもの

施策目標 2 豊かな心の育成

互いのよさを認め合う資質を身に付けた子どもの育成や、小学校農業科においては、「豊かな心の育成」「社会性の育成」「主体性の育成」など、子どもの心の育成を図ります。



<現状と課題>

○心の教育の充実

心の教育の充実や自己啓発力の育成のため、「喜多方市人づくりの指針」（P20 資料③）や冊子「先人からの贈りもの」を活用した豊かな心を育む道德教育の充実と情操教育の推進、読書に親しむ機会の拡充に努めてきました。

また、小学校農業科では直接体験学習を重視した取組を行うことで豊かな心や社会性、主体性の育成とともに共生することの大切さを育んできました。農業科においては、学んだことを各教科や領域に横断的に生かす学びを進めており、今後も農業科学習を充実させることが必要です。

○生徒指導の充実

Q－U(※)等の活用により一人一人のよさを生かし自己実現を図る生徒指導、基本的生活習慣の形成、好ましい学級集団づくり、いじめ・不登校の早期発見と早期対応について組織的に取り組んできました。

今後も、集団の中で互いに切磋琢磨し、予測が困難な社会の変化に対応できるたくましさをもち、住みよい社会づくりのために、互いのよさを認め合い高め合う資質を身に付けた子どもの育成に継続して取り組んでいくことが必要です。

(※) Q－U … 楽しい学校生活を送るために実施するアンケート形式の標準化された「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」と「居心地のよいクラスにするためのアンケート」で構成されている学級づくりに生かせる調査



小学校農業科（サツマイモ苗植え）



小学校農業科（田植え）

《重点的に取り組む施策》

① 道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」の授業改善に努めるとともに、「考える道徳」「議論する道徳」の授業を実践します。

② 「喜多方市人づくりの指針」及び冊子「先人からの贈りもの」の活用

授業や集会での講話等を通して、「喜多方市人づくりの指針 なかよくたくましく生きる」や冊子「先人からの贈りもの」を活用し、自分自身の生き方について考える場を設定します。

③ 小学校農業科の推進

小学校の総合的な学習の時間において、発展的、学術的な学びのステップを位置付け農業体験を実践します。併せて、農業科で学んだことを各教科や領域に横断的に生かす教育を展開します。

④ 生徒指導の充実

いじめ・不登校の早期発見・早期対応に努めるとともに、Q-Uを活用した学級集団づくりを推進します。

(資料③)

喜多方市人づくりの指針

未来を拓く喜多方人

＜市民が目指す姿＞

- 強い心・愛敬の心など、豊かな心を持つ人になろう
- 命の大切さを知り、心身ともに健康な人になろう
- 郷土の自然や文化、歴史、伝統に誇りを持ち、より素晴らしい地域を創造する人になろう
- 社会の一員として人の道をわきまえ、良心に背くことのない人になろう
- 夢や目標に向けて何事にも挑戦し、世界に羽ばたく人になろう

これらのことを受け、特に家庭教育における親（保護者）の役割を十分に踏まえ、家庭の絆を大事にしながら、健康で明るい家庭を築くよう努めよう

なかよく たくましく 生きる

＜児童生徒が目指す姿＞

- 人を思いやり敬います
- 「こんにちは」「どうぞ」「ありがとう」を言います
- 勉強に励み体を鍛えます
- 人として恥ずかしい行いをしません
- 喜多方を誇り社会に役立ちます

わたしたちは、くじけない強い心を持って、目標に向かってやりぬきます

施策目標 3 健やかな体づくり

健康な心身を育成するため、健康教育の推進や食育と学校給食の充実を図るとともに、運動能力を向上させるため、運動課題に基づいた授業の実施や体力づくりの日常化、運動好きな子どもの育成を図ります。



<現状と課題>

○学校保健・体育の充実

令和元年度の本市の児童生徒における肥満傾向児の出現率（資料④）は、男子では、小学3年生、中学1年生、女子では、小学4年生、小学6年生以外で全国平均値を上回っており、むし歯有病率（P22 資料⑤）は、小中学校ともに全国平均値より高くなっています。このことから、保護者や関係機関と連携し、肥満防止指導やむし歯予防対策を充実させていくことが必要です。

また、農産物の関係機関・団体と連携を図ったことなどにより、食物アレルギーへの対応や学校給食での喜多方市産農産物の活用など、安全・安心を確保しながら本市の特色ある給食を実施することができました。今後も、健やかな心身を育成するため、食育と学校給食の充実を図ることが必要です。

さらに、運動能力向上のため、体育の授業にとどまらず、生涯スポーツに取り組む態度を日常生活の中で育てていくことが必要です。

（資料④）

肥満傾向児の出現率（令和元年度）

単位：％

区 分	男 子		女 子	
	本 市	全 国	本 市	全 国
小学1年生	7.7	4.7	9.1	4.3
小学2年生	7.5	6.4	8.4	5.6
小学3年生	8.1	8.2	12.2	6.9
小学4年生	12.6	10.6	6.7	7.9
小学5年生	17.6	10.7	12.1	4.5
小学6年生	14.3	11.1	8.3	8.9
中学1年生	11.0	11.2	12.2	8.5
中学2年生	11.3	9.6	13.4	7.9
中学3年生	10.2	9.0	15.0	7.3

※太字：全国平均値を上回った値

(資料⑤)

むし歯有病率

単位：％

区 分	小学校		中学校	
	本 市	全 国	本 市	全 国
平成 27 年	68	41	56	48
平成 28 年	59	49	50	38
平成 29 年	61	47	52	37
平成 30 年	57	45	44	35
令和元年	55	45	43	34
令和 2 年	50	40	43	32

＜重点的に取り組む施策＞

① 肥満防止指導

本市の肥満傾向児の出現率は、全国平均値を上回っている学年が多いため、児童生徒の肥満改善に向け、運動に慣れ親しむ習慣の育成と学校生活全体を通した運動量の確保、保護者を含めた家庭での過ごし方等における個別指導と継続支援に取り組みます。

② むし歯予防対策の実施

本市のむし歯有病率は、小中学校ともに全国平均値より高くなっていることから、むし歯予防のため、小学校児童のフッ化物洗口に取り組むとともに、家庭と連携し、家庭における毎食後の歯磨きの習慣育成に努めます。

③ 食育教育の充実

望ましい食習慣を確立していくため、子どもたち自らが食に関心を持ち、食事の重要性や栄養のバランス等についての理解、安全及び健康な食生活に関する知識、技能の習得、食に関する感謝、食事の際の作法等、食に関する適切な判断力を身に付ける指導の充実を図ります。

④ 学校給食における喜多方市産農産物の利活用

生産者の顔が見える安全・安心で新鮮な農産物の利活用推進のため、喜多方市産農産物の利用品目数及び生産量（供給量）を増やすことや季節による生産量のばらつきの解消等に努め、特色のあるおいしい学校給食の提供と質の更なる向上に取り組みます。

⑤ 生涯スポーツへの接続

総合的な運動能力及びスポーツに親しむ態度を育むため、小中学校における授業において、発達段階に応じ「運動身体プログラム」(※)等を活用し、多様な動きを体験させるとともに、運動への興味関心を高め、生涯を通じてスポーツに親しむ意識の醸成を図ります。

(※) 「運動身体プログラム」 … 福島県教育委員会で作成した体育の授業の準備運動時に繰り返し、楽しく実践できる運動のプログラム

施策目標 4 一人一人のニーズに応じた教育

様々な教育活動、体験活動やボランティア活動を通し、一人一人の社会的・職業的な「自立」に向け、必要な基盤となる資質や能力・態度の育成を図るとともに、自らの思考や知識を働かせ実践する力を育みます。

また、障がいのある、なしにかかわらず、能力に応じた教育を受ける機会を確保します。



<現状と課題>

○キャリア教育(※1)・体験活動・ボランティア活動の充実

キャリア教育、体験活動やボランティア活動を充実させるため、特別活動等で人間関係形成・社会形成能力などの基礎的汎用的能力を育成するとともに、「喜多方っ子の夢実現事業」等を実施し、夢を抱く進路指導の充実に努めてきました。

今後は、さらに自己肯定感を高めながら、人としてよりよく生きようとする意志や態度を身に付けた子どもを育成していく必要があります。

○特別支援教育の充実

特別支援教育では、関係機関との連携により一人一人の実態に応じた指導が展開できるようになりました。

今後も、インクルーシブ教育(※2)の考えを基盤に、障がいのある、なしにかかわらず、共に学ぶ仕組みづくりを推進するとともに、相談体制や関係機関との連携を一層充実させ、児童生徒の適正な就学について判断していく必要があります。

○不登校児童生徒学習支援

本市における不登校児童生徒数は減少傾向にあるものの、依然として復帰できない児童生徒もあり、大きな課題となっています。不登校児童生徒に対しては、各学校における不登校対策とともに、「喜多方フリースクール」(※3)などの学校以外の場において、学習面及び心身に対するきめ細かな支援と社会とつながる場の確保等が必要です。

(※1) キャリア教育 … 望ましい勤労観や職業観、職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

(※2) インクルーシブ教育 … 障がいのある子どもを含む全ての子どもに対し、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を通常の学級において行う教育

(※3) 喜多方フリースクール … 不登校の子どもの居場所として、学習活動、教育相談、体験活動などを提供する施設

《重点的に取り組む施策》

① キャリア教育の展開

将来の生活や社会と関連付けさせるため、教育活動全体の中で体験活動やボランティア活動の目的を明確にして取り組むことでキャリア教育の充実を図ります。

また、「喜多方っ子の夢実現事業」を実施し、児童生徒の生き方を探求する力（自己啓発力）等の育成を図ります。

② 特別支援教育の充実

特別支援教育に関する偏見や差別等、意識の壁をなくすことに努めるとともに、障がいのある、なしにかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会の確保に取り組みます。

また、学校生活支援員を配置することで、学習において特別な支援を必要とする児童生徒の学びを支えます。さらに特別支援教育アドバイザーを活用し、園児を含めた児童生徒の適正な就学につなぐとともに、教員や支援員に対し、特別支援教育指導の充実を図ります。

③ 不登校児童生徒への支援

各学校での取組、保護者の協力及び関係機関との連携に加え、「喜多方フリースクール」において、不登校児童生徒の学校以外の居場所をつくり学習支援や教育相談などを通して、学びや社会とつながる場の確保に努めます。



地元産品を生かした商品開発

施策目標 5 学びを支える環境の整備

より豊かな学びを促す学習環境の充実を図るとともに、安全・安心な学校施設の整備を図ります。



<現状と課題>

○小中学校における働き方改革の取組

本市の課題の一つである学力の向上のためには、教職員が児童生徒とじっくりと向き合う時間の確保が必要です。

このため、教職員の意識改革と業務改善を推進し、教育活動の一層の充実を図るため、令和3年3月に「喜多方市立小・中学校における働き方改革取組方針」を策定しました。

この取組方針で示した基本的な考え方を基に、児童生徒と向き合う時間を確保するため、長時間勤務を改善し学校のチーム力や教職員の指導力を最大化し、豊かな教育環境の形成を目指す必要があります。

○安全教育の充実

安全教育の充実を図るため、危機回避能力の育成に取り組んできました。特に自転車乗車時のヘルメット着用の徹底による安全対策を講じてきました。

今後は、子どもが自ら危険を予知したり回避したりする能力を育成するための体験的な学習活動の工夫が必要です。

○通学における安全・安心の確保

小学校の学校安全体制づくりや、関係機関との連携を図りながら通学路の安全対策を講じてきました。今後も、通学路の安全確保を図るため、関係機関と連携して合同点検を実施する必要があります。

また、市内の一部地域においてスクールバスを運行し、遠距離や少人数で登下校する児童生徒の安全・安心の確保を図ってきました。

今後も、安全・安心な通学手段の確保を図ることが必要です。

○小中学校適正規模適正配置の推進

学校の小規模化に伴う課題や地域の実情を勘案しながら、「適正規模適正配置実施計画」の作成に向け、地域ごとに意見を伺いながら内容を更に検討し、適正規模適正配置の取組を進める必要があります。

○保護者の経済的負担の軽減

経済的理由により就学困難と認められる子どもの保護者に対し、経済的負担を軽減するための就学援助を行い、子どもの安定した就学につなげてきました。

また、子育てに係る保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の一部補助やデマンド交通などの遠距離通学費全額補助、音楽祭や体育大会への参加に対する交通費や参加費等に対

して支援するなど、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進してきました。

今後も、児童生徒の安定した就学や安心して子どもを産み育てることができるよう保護者の経済的負担を軽減することが必要です。

○進学への経済的な支援

経済的な理由により進学が困難な状況にある生徒を支援するため、本市の篤志奨学資金貸付基金を活用し奨学資金の貸付を行うとともに、国や県等の支援制度の周知に努めてきました。

今後も、将来有望な人材を育成していくため、奨学資金の貸付など進学への支援に努める必要があります。

○学校施設の整備

本市の学校施設は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建築された施設が多く、老朽化が進行している状況にあります。

学校施設は児童生徒の学習や生活の場であり、さらには地域コミュニティの醸成や災害時の緊急避難場所としての機能を有する重要な施設であることから、これまでも耐震化や老朽化した校舎や体育館の屋根、プールや暖房設備等の改修・改築、校舎内トイレの洋式化などについて取組を進めてきました。

今後も、喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき改修・改築等を進め、適切な施設機能を確認するとともに、予防保全型の維持管理により突発的な修繕を減らし、安全・安心で快適な教育環境を確保することが必要です。

さらに、変革の激しい現代社会を生き抜いていく人材を育成していくため、時代の要請に対応した施設設備の整備など教育環境の充実を図っていく必要があります。

○コミュニティ・スクール(※1)の推進

本計画の基本理念「自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、たくましく生きる喜多方人の育成」を受け、「ともに生き、ともに学び、ともに支え合うコミュニティ・スクール」を目指し、学校・保護者・地域が一体となった「地域とともにある学校」づくりを推進してきました。

今後は、各コミュニティ・スクールの課題を「熟議」を通じた地域と学校の連携・協働の推進により、よりよい学校と地域づくりを展開していくことが必要です。

○ギガスクール構想(※2)の推進

令和 3 年度より小中学生に一人一台のタブレット端末を貸与し、児童生徒が授業内で情報を収集・選択し、文章や図・表にまとめたり表現したりすることでより深い理解や定着を目指してきました。

タブレット端末を用いた学習を進め、児童生徒のリテラシー能力を高めるとともに、今後さらに必要となってくることが予想されるリモート（オンライン）学習に備え、教員のタブレットの活用力を高める研修会を充実させていくことが必要です。

(※1) コミュニティ・スクール … 学校運営協議会制度 学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

(※2) ギガスクール構想 … 児童生徒 1 人に 1 台の端末と高速通信環境を整備する取組で全ての子どもに学びを保障できる環境を実現する文部科学省の構想

《重点的に取り組む施策》

① 小中学校における働き方改革の取組

児童生徒が安心して学べる環境づくりや児童生徒とじっくりと向き合う時間を確保するため、令和3年3月に策定した「喜多方市立小・中学校における働き方改革取組方針」に基づき、教職員の意識改革と業務改善を推進し、教育活動の一層の充実に向け取り組みます。

② 安全教育の充実

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解するため、交通教室、防犯教室、防災教育等において関係機関と連携し、体験を通じた危険予測や対応方法の学習等、安全教育の充実を図ります。

③ 通学路安全推進プログラムの推進

関係機関と通学路の合同点検を継続して実施するとともに、点検の結果を踏まえた改善を行うことにより、子どもたちの安全な通学路の確保を図ります。

④ 遠距離通学における安全・安心の確保

スクールバスの運行により、遠距離からの安全・安心な通学手段を確保するとともに、公共交通機関の利用などによる遠距離通学を支援します。

⑤ 小中学校適正規模適正配置の推進

教育環境の整備と教育内容を充実させ、全ての子どもの生きる力を育成するため、小中学校の適正な学校規模及び適正な配置に関することについて検討します。

⑥ 保護者の経済的負担の軽減

安心して子どもを産み育てることができるよう、学校給食費や遠距離通学費、音楽祭や体育大会への参加に対する保護者の経済的な負担軽減を図ります。

⑦ 均等な教育機会を確保する支援

経済的理由により高等学校や大学等への進学が困難と認められる生徒や学生に対し、本市の奨学資金制度により支援します。

⑧ 安全・安心な学校施設の整備

予防保全型の維持管理を行い突発的な修繕を減らすとともに、計画的な改修・改築等に取り組み、社会の変化に対応した教育活動ができる施設・設備の充実や子どもたちの安全を重視した施設・設備の整備を推進します。

⑨ コミュニティ・スクールの推進

市内小中学校において、地域住民、保護者等を学校運営協議会委員に委嘱し、課題解決に向け、学校と運営協議会がともに知恵を出し合い、連携・協働の推進を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を進めます。

⑩ ICT活用力と情報活用能力及び情報モラルの育成

タブレット端末を用いた学習を進めるとともに、ICTを活用し、児童生徒が授業内で情報を収集・選択し、文章や図・表にまとめたり表現したりすることでより深い理解や定着を目

指します。

また、情報モラルを身に付けさせインターネット上での危険にも適切に対応できる態度を育成します。

リモート（オンライン）学習の推進のため、情報モラルを含めた児童生徒のスキルアップの指導とともに、教員のタブレット端末を用いた指導力向上を目的とした研修会の充実等、家庭との連携を図りながら、更なるタブレット端末等の活用能力の向上を図ります。



タブレットを活用した学習

指標と目標値

指 標 名		現状値	目 標 値					施策目標 との主な 関連
			令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
全国学力・学習 状況調査の国 語と算数・数学 における全国 平均との比較 (数値は、国語と算 数・数学の平均) 【単年】	小学校	97.2ポイント <u>令和３年度</u>	98.0ポイント	99.0ポイント	100.0ポイント	101.0ポイント	102.0ポイント	施策 目標 １
	中学校	88.3ポイント <u>令和３年度</u>	90.0ポイント	93.0ポイント	95.0ポイント	98.0ポイント	101.0ポイント	
「自分にはよ いところがあ る」と回答した 割合 (全国学力・学習状 況調査の質問項目 で「あてはまる」と 回答した割合) 【単年】	小学校	37.0% <u>令和３年度</u>	45.6%	54.2%	62.8%	71.4%	80.0%	施策 目標 ２
	中学校	35.3% <u>令和３年度</u>	44.2%	53.1%	62.0%	70.9%	80.0%	
「人の役に立 つ人間になり たいと思う」 と回答した 割合 (全国学力・学習状 況調査の質問項目 で「あてはまる」と 回答した割合) 【単年】	小学校	72.9% <u>令和３年度</u>	76.3%	79.7%	83.1%	86.5%	90.0%	施策 目標 ２
	中学校	78.1% <u>令和３年度</u>	80.5%	82.9%	85.3%	87.7%	90.0%	
学級生活満足 群と不満足群 の割合 (Q-Uで、学級集 団に対し「居心地が 良い、嫌な思いをし ていない」と捉えて いる子どもの割合 (満足群)とその反 対の意味で捉えて いる子どもの割合 (不満足群)) 【単年】	小学校	満足群 72.0% 不満足群 12.0% <u>令和２年度</u>	満足群 81.4% 不満足群 8.0%	満足群 86.1% 不満足群 6.0%	満足群 90.8% 不満足群 4.0%	満足群 95.5% 不満足群 2.0%	満足群 100% 不満足群 0%	施策 目標 ２
	中学校	満足群 70.0% 不満足群 12.0% <u>令和２年度</u>	満足群 80.0% 不満足群 8.0%	満足群 85.0% 不満足群 6.0%	満足群 90.0% 不満足群 4.0%	満足群 95.0% 不満足群 2.0%	満足群 100% 不満足群 0%	

指 標 名		現状値	目 標 値					施策目標
			令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	との主な 関連
体力・運動能力調査における達成率 （調査８項目中、何種目で全国平均値並となったかを表す達成率） 【単年】	小学校	65.1% <u>令和元年度</u>	80.1%	85.1%	90.1%	95.1%	100%	施策目標 3
	中学校	51.8% <u>令和元年度</u>	72.5%	79.4%	86.3%	93.2%	100%	
「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合 （全国学力・学習状況調査の質問項目で「あてはまる」と回答した割合） 【単年】	小学校	64.7% <u>令和３年度</u>	69.8%	74.9%	80.0%	85.1%	90.0%	施策目標 4
	中学校	52.0% <u>令和３年度</u>	59.6%	67.2%	74.8%	82.4%	90.0%	
児童生徒がＩＣＴ機器を活用した取組を行った割合 （全国学力・学習状況調査の質問項目で「ほぼ毎日」「週１回以上」と回答した割合） 【単年】	小学校	25.9% <u>令和３年度</u>	50.0%	100%	100%	100%	100%	施策目標 5
	中学校	9.5% <u>令和３年度</u>	50.0%	100%	100%	100%	100%	
教員がＩＣＴ機器を活用した取組を行った割合（児童生徒が１人で活用する場面） （全国学力・学習状況調査の質問項目で「よく活用している」「どちらかといえば、活用している」と回答した割合） 【単年】	小学校	70.6% <u>令和３年度</u>	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	100%	施策目標 5
	中学校	28.6% <u>令和３年度</u>	50.0%	85.0%	90.0%	95.0%	100%	

※ 各指標の調査対象は、「体力・運動能力調査」が小学５年生と中学２年生、「学級生活満足群、不満足群」が小学５・６年生と中学１年生、「教員のＩＣＴ機器を活用した取組」は、各小中学校、その他は小学６年生と中学３年生

基本目標 II

生涯学習活動への主体的な実践力を育む

施策展開の方針

官民が連携し、活動の喜びや楽しさ、学びがいを感じることができる生涯学習・生涯スポーツを推進します。

施策目標 1 学びを通じた心豊かな人材の育成

子どもから高齢者まで、生涯にわたり学習し活躍できる機会を提供し、心豊かな人材の育成を目指します。



<現状と課題>

○「喜多方市人づくりの指針」の活用

より多くの市民に「人づくりの指針」の浸透を図るため、喜多方市人づくりの指針（P20 資料③）について、講座や研修会などを通じて、様々な啓発活動に取り組んできました。

引き続き啓発活動を推進するとともに、指針の中に示す市民が目指す姿「未来を拓く喜多方人」を活用し、具体的な活動の実践に結びつけていくことが必要です。

○社会教育関係団体の活性化のための支援

自発的・自主的な団体による生涯学習活動を推進するため、社会教育関係団体の認定など組織や活動の充実に向けた支援を行ってきました。会員の高齢化や会員数の減少などにより活動が停滞している団体があることから、団体活動の実態を把握し、支援に取り組んでいくことが必要です。

○生涯学習に関する情報提供の拡充

生涯学習の情報提供の拡充を図るため、市の広報、ホームページなどを活用し広く情報提供を行ってきました。必要な人に必要な情報を提供できるように、生涯学習に関する情報を継続して収集・発信していくことが必要です。

○生涯学習の機会と場の提供の充実

生涯学習の機会や場を提供するため、公民館などの社会教育施設で、ライフステージ(※)に応じた講座等を実施し、生涯学習の推進を図ってきました。

(※) ライフステージ … 幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区分したそれぞれの時期

また、地域の協働、世代間の協働などの課題に対応するため、学校や各種団体等と連携・協力し、生涯学習事業を実施してきました。

引き続き学習機会を拡充し、知・徳・体のバランスの取れた生涯学習の推進を図り、関係団体等との連携を強化していくことが必要です。

○図書館の運営と整備

図書館については、図書館の専門的なノウハウを有する事業者を指定管理者(※)に指定し運営しており、普段の管理運営を創意工夫し、利用者数の増加、利用者層の拡大、レファレンスサービス等の向上を図ってきました。また、読書通帳、各種おはなし会など特色のある事業を展開し、利用者の関心を高めています。

図書館の施設や設備は老朽化が進んでいることから、生涯学習の中核的施設として、市民のニーズに応じた図書館の在り方を検討し、喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、新しい図書館を整備する必要があります。

○社会教育施設の整備

市民が安全、安心に施設を利用するため、社会教育施設の整備・維持管理については、喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、計画的な施設の整備・維持管理を行っていくとともに市民のニーズに応えられるよう、効果的な施設の管理と運用を図っていく必要があります。

また、厚生会館や勤労青少年ホームは、各種団体等による利用があるものの、施設の老朽化が進んでいるため、生涯学習の場としての快適な利用環境を検討し、喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、新たな機能として整備する必要があります。

(※) 指定管理者 … 地方公共団体が公の施設の管理を行わせるため、議会の議決を経て指定する団体のことであり、本市の教育施設では、図書館のほか、美術館、押切川公園体育館、野球場及び市民プールなどが指定管理者による管理となっている。



図書館見学（読み聞かせ）

《重点的に取り組む施策》

① 「喜多方市人づくりの指針」の活用

「喜多方市人づくりの指針」（P20 資料③）を活用して「未来を拓く喜多方人」の育成を推進するため、指針が市民一人一人に浸透していくよう啓発を強化します。

また、小中学校との連携を強め、冊子「先人からの贈りもの」の授業での活用を図ります。

② 各種団体の育成と活動への支援

自主的な活動に取り組む社会教育関係団体や文化活動を行う団体が活発に活動できるよう、団体の育成と活動の活性化に向けた支援を行います。

③ 効果的な生涯学習情報の提供

市民の自主的な生涯学習活動を促進するため、市民のニーズを踏まえて効果的な手段や方法により生涯学習に関する情報の提供を行います。

④ 生涯学習の機会と場の提供

自主的・自発的に生涯学習活動に取り組めるよう、家庭教育をはじめ、ライフステージに応じた学習機会を充実させるとともに、新しい学習機会の創出及び関係団体等との連携により、地域課題に対応しながら、公民館等による生涯学習の機会と場を提供します。

⑤ 図書館の活動の充実

市の情報バンク・個人学習の拠点として、図書館の更なる市民サービスの向上を図るとともに、特色のある取組を展開し利用者の拡大を図ります。

⑥ 社会教育施設の整備

公民館、図書館、厚生会館、勤労青少年ホームなどの社会教育施設を市民が安心して利用できるよう施設の耐震化や老朽化した施設の計画的な改修・改築等を実施することで、生涯学習の場として快適な利用環境を提供します。



人づくり指針講演会

施策目標 2 スポーツに親しめる機会の拡充

だれもが年齢や体力・技術、興味や目的に応じ、いつでも、どこでもスポーツに親しめる機会を提供します。



<現状と課題>

○スポーツに参加できる機会の提供

スポーツ交流都市宣言に基づき、市民が気軽にスポーツに参加できる機会を提供するため、各種スポーツ教室や講習会、スポーツイベントを開催し、市民ニーズを踏まえ開催内容や方法を工夫しながら参加者の拡大を図ってきました。

今後、各種事業において、生涯にわたって健康や体力を保持増進しながら健康的な生活を続けるため、一人一人がライフステージに応じて、スポーツに親しめるよう機会を提供していくことが必要です。

また、ライフステージや障がいの特性に応じた指導にも力を入れ、市民一人一人が、生涯を通じてスポーツに親しめるようにするための体制づくりも必要です。

○ホストタウン交流事業の推進

アメリカ合衆国を相手国として、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流事業に取り組んできました。新型コロナウイルス感染症対策のため、米国ボート協会、ウィルソンビル市との直接交流はできませんでしたが、オンラインによる学校や各種団体、ウィルソンビル市との交流を実施してきました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながらアメリカ合衆国と継続的な人的交流事業を通して、グローバルな人材の育成を推進する必要があります。

さらに、ホストタウン交流事業を契機とした国際交流事業を推進する必要があります。

○団体間の連携強化

喜多方市体育協会の体制の充実を支援し、競技力向上及び生涯スポーツの振興を図る事業の展開に取り組んできました。

今後は、喜多方市体育協会と各スポーツ関係団体の更なる連携に向けた取組を強化する必要があります。

○指導者とボランティアの育成・確保

生涯スポーツを推進する中で、指導者の人材不足や高齢化が課題であり、今後さらに、スポーツ活動を推進していくため、指導者の育成と確保が急務です。

市民の充実したスポーツ活動を推進するため、スポーツ推進委員やスポーツ少年団の認定指導員等を対象に、外部講師による講習会や研修会を開催するほか、スポーツイベントの運営に協力できるボランティアを育成し確保する必要があります。

○漕艇場を活用したボートのまちづくり

本市には県内唯一の漕艇場（県営）があり、市としてボートのまちを宣言し、ボートによるまちづくりを推進するため、喜多方シティレガッタ(※)を開催するなど市民の自主的なスポーツ活動の推進とボート愛好者の拡大に努めてきました。

喜多方シティレガッタについては、参加クルー数が増加傾向にあることから、大会の在り方や実施方法などの検討が必要です。

○社会体育施設の整備

市民が安全、安心に施設を利用するため、社会教育施設の整備・維持管理については、喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、計画的な施設の整備・維持管理を行っていくとともに市民のニーズに応えられるよう、効果的な施設の管理と運用を図っていく必要があります。

○学校施設の開放

スポーツに親しめる機会の拡充を図るため、小中学校の体育館など学校施設の開放に取り組んできました。

今後、事業を推進するため、開放施設の拡大や施設の管理において安定した管理指導員体制の整備が必要です。

(※) 喜多方シティレガッタ … 1クルー（チーム）5人編成によるボート競技で、市民参加型のボートレース大会



喜多方シティレガッタ

《重点的に取り組む施策》

① スポーツに参加できる機会の提供

スポーツ交流都市宣言に基づき、市民が気軽にスポーツに参加できる機会を提供するため、各種スポーツ教室や講習会、スポーツイベントを開催し、市民のニーズを踏まえ開催内容や方法を工夫しながら参加者の拡大に努めます。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流事業を契機とした国際理解やスポーツ等に関する取組を推進します。

② 健康づくりを意識したスポーツ活動の推進

生涯にわたって健康や体力を保持増進しながら健康的な生活続けるため、一人一人がライフステージに応じた食習慣や運動習慣などの健康課題を正しく理解し、それぞれの年代の特徴を捉えた健康に関する知識の習得と日常的に実践できる運動・スポーツ活動を推進します。

また、市民一人一人が生涯を通じてスポーツに親しめるようにするため、ライフステージや障がいの特性に応じたスポーツの機会を提供します。

③ 団体間の連携強化

スポーツ関係団体が活発にスポーツ活動に取り組めるよう、団体の組織強化や団体間の連携をさらに強化します。

④ 指導者とボランティアの育成・確保

市民の充実したスポーツ活動を推進するため、スポーツ推進委員やスポーツ少年団の指導者等を対象に、外部講師による講習会や研修会を開催するほか、スポーツイベントの運営に協力できるボランティアを育成し確保します。

⑤ 漕艇場を活用したボートのまちづくり

漕艇場を活用したボートのまちづくりを推進するため、幼少期や障がい者への推進も含め、喜多方シティレガッタやボート講習会など各種大会等を開催し、啓発の強化を図りながら参加者の増加に対応できる運営体制の確立に取り組めます。

⑥ 社会体育施設の整備

体育館、野球場、運動広場、市民プールなどの社会体育施設を市民が安心して利用できるよう、予防保全型の維持管理を行い突発的な修繕を減らすとともに、施設の耐震化や老朽化した施設の計画的な改修・改築等を実施します。

さらに施設の利便性を高めるため、管理と運用を効率的に行います。

⑦ 学校施設の開放

地域に根差した生涯スポーツを推進するため、市民にとって身近な小中学校の体育施設を開放し、市民のニーズを踏まえて開放施設やスポーツ種目を拡大します。

施策目標 3 郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成

家庭・地域社会との連携を強化し、郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成を目指します。



<現状と課題>

○地域全体で子どもたちの成長を支える活動の推進

地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの成長を支えていく「地域学校協働活動(※)」の取組を推進することが必要です。

また、地域と学校が一体となって取り組む「地域学校協働活動」により、子どもたちに郷土愛を育むことも大切です。

○青少年健全育成団体の活性化

青少年の健全育成を図るため、喜多方市青少年育成市民会議や子ども会育成会を支援し、家庭、学校、地域が連携した青少年健全育成活動の推進と充実を図るとともに、PTA、学校、警察署等との連携を強化し、少年センターの運営や街頭指導等により、青少年を取り巻く環境の浄化や青少年の非行防止に努めてきました。

青少年健全育成団体の活性化については、少子化の影響により活動が縮小傾向にあることから、子育て世代の参加の促進や保護者のネットワークづくりなど、取組を検討していく必要があります。

○青少年のボランティア育成と活動の推進

将来のまちづくりのリーダーとなり得る人材を育成していくため、青少年のボランティア活動に関する情報の周知と支援を行ってきました。

喜多方市社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、青少年のボランティア育成と活動を推進していくことが必要です。

(※) 地域学校協働活動… 地域の住民、企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

《重点的に取り組む施策》

① 地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の推進

子どもたちが地域の特色を生かした体験や先人の生き方や教えを通し、郷土を誇り自己啓発できるよう、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域住民の生きがいづくりや地域の活性化を図るため、地域と学校が相互に関わり合う「地域学校協働活動」を推進します。

また、市内小中学校のコミュニティ・スクールの活動を支援し、学校・保護者・地域が一体となった子どもたちの成長支援体制を推進します。

② 青少年健全育成団体の活性化

青少年健全育成団体が活発に活動できるよう、子育て世代の団体活動への参加促進や保護者同士のネットワークづくりなどを推進し、家庭と地域が連携した青少年の健全育成に取り組みます。

③ 青少年ボランティアの育成と活動の推進

青少年ボランティア活動を推進し、青少年の健全育成を図るとともに、将来のまちづくりのリーダーとなり得る人材の育成を図るため、喜多方市社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を強化し、青少年ボランティアの養成や活動を推進する体制の構築に取り組みます。



地域のお宝学習

指標と目標値

指 標 名	現状値	目 標 値					施策目標 との主な 関連
		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
生涯学習講座の受講者数 (年間延べ人数)【単年】	23,763 人 <u>令和２年度</u>	43,000 人	47,000 人	49,000 人	53,000 人	56,000 人	施策 目標 １
講師派遣事業実施数 (勉強会等への講師派遣年間 回数)【単年】	19 回 <u>令和２年度</u>	60 回	70 回	80 回	90 回	100 回	施策 目標 １
図書館の図書貸出冊数 (年間貸出冊数)【単年】	118,431 冊 <u>令和２年度</u>	134,800 冊	135,600 冊	136,400 冊	137,200 冊	138,000 冊	施策 目標 １
生涯スポーツ活動者数 (スポーツイベント・教室等へ の年間参加者数)【単年】	6,031 人 <u>令和２年度</u>	9,800 人	12,600 人	15,400 人	18,200 人	21,000 人	施策 目標 ２
スポーツ施設利用者数 (スポーツ施設の年間利用者 数)【単年】	145,439 人 <u>令和２年度</u>	197,600 人	229,200 人	260,800 人	292,400 人	324,000 人	施策 目標 ２

基本目標 Ⅲ

歴史・文化・芸術への関心を高め 豊かな感性と郷土愛を育む

施策展開の方針

市民の歴史・文化・芸術への興味等を喚起し、気づきや発見、関わりや参加の楽しさ、喜びを感じることができる施策を展開します。

施策目標 1 市民のニーズを踏まえた文化芸術に触れる機会の拡充

すぐれた文化芸術の作品や気軽に楽しめる活動の機会を充実させ、文化芸術への関心と理解を高め、豊かな感性や創造性を育みます。



<現状と課題>

○文化芸術を身近に感じられる環境づくり

本市は古くから文化芸術に親しむ風土があり、芸術作品の鑑賞や文化芸術活動が活発に行われてきました。

また、喜多方プラザ等の文化施設において、音楽や演劇など文化芸術に触れる機会を提供し、子どもの頃から優れた文化芸術に触れる機会を創出する取組を実施しています。

今後は、市民のニーズを踏まえ、文化芸術をより身近に感じることができるよう、官民連携、各関係機関のネットワークの強化、効果的な情報提供等について検討する必要があります。

また、「文化芸術推進基本計画」を策定し、文化芸術の持つ力により心豊かな活力ある地域社会を創造するとともに、特に子どもの頃から文化芸術に触れる機会を拡充する必要があります。

○喜多方市美術館の運営

美術館については、学芸員を有する指定管理者により運営しており、郷土にゆかりのある作家を中心とした作品の収集・保管・展示や公民館や学校への出前美術館の実施、他の美術館との連携など、美術品の鑑賞機会を提供するとともに、市民が美術への関心を高める事業に取り組んできました。

今後も、これまでの取組を充実させながら、喜多方ならではの特色ある展覧会や関連事業を展開する必要があります。

また、公民館や学校への出前美術館を積極的に実施し市民が美術に関心を持てるような取組を充実させる必要があります。

○文化芸術団体の活性化

喜多方市文化協会が主催する各地区における文化祭は、市民が文化芸術に触れる機会であり、文化活動を行う市民の大切な発表の場となっています。文化協会などの文化芸術団体については自主的な活動を積極的に展開する団体がある一方、会員の減少や高齢化などにより、存続が困難になっている団体もあることから、その活性化を図るため文化芸術団体の必要な支援を検討し実施していく必要があります。

○地域資源を生かした文化芸術活動・文化芸術創造都市事業の推進

本市では、芸術家や大学等と連携しながら、地域住民参加のもと、喜多方の地域資源を活用した文化芸術活動に取り組んできました。

また、文化芸術創造都市として文化芸術と地域資源を関連付け、地域振興につながる事業を実施しています。

今後は、より多くの市民が文化芸術活動に参加できるよう、本市の豊富な地域資源を活用した喜多方ならではの文化芸術活動を推進していくとともに、文化芸術創造都市として、これまでの取組成果を踏まえ、文化芸術の持つ創造性を地域振興やまちづくりに生かす取組を実施していくことが必要です。

《重点的に取り組む施策》

① 文化芸術を身近に感じられる環境づくり

市民アンケート等により市民のニーズを把握するとともに、市民が文化芸術をより身近に感じることができるよう、官民連携や各関係機関との連携を強化しながら事業の実施や情報発信に取り組めます。また、文化芸術により豊かな感性や創造性が育めるよう、特に子どもの頃から文化芸術に触れる機会の拡充を図ります。

② 喜多方市美術館事業の充実

郷土にゆかりのある作家等の作品展示や他美術館との連携など、魅力ある展覧会や関連事業を実施するとともに、公民館や学校への出前美術館の実施など、館外での活動を充実し、美術館利用者の拡大を図ります。

③ 文化芸術団体の活性化への支援

自主的な活動を活発に展開するとともに発表の場が確保されるよう、文化芸術団体の実情に合わせた支援を実施していきます。文化芸術団体の活性化を図るため、文化協会などの運営を支援するとともに、市民に団体活動の情報を提供します。

④ 地域資源を生かした文化芸術活動・文化芸術創造都市事業の推進

より多くの市民が文化芸術活動に興味を持ち、参加できるよう、本市の豊富な地域資源を活用した喜多方ならではの文化芸術活動を推進していくとともに、文化芸術創造都市として、これまでの取組成果を踏まえ、文化芸術の持つ創造性を地域振興やまちづくりに生かす取組を検討し、実施します。

施策目標 2 地域に残る自然や歴史・文化等の保存と活用

地域の宝である文化財や伝統文化を守り、自然や歴史・文化への関心を高め、郷土を愛する心を育みます。



<現状と課題>

○文化財の保存と活用

本市には歴史的に貴重な文化財が数多く存在しており、調査・研究を進めながら、文化財として指定するなど保護・保存に努めるとともに、歴史講座等の開催などにより文化財の活用に努めてきました。さらに、建造物や仏像などの指定文化財所有者等に対し、修理費用を支援するなど負担軽減を図ってきました。

文化財を取り巻く環境は、過疎化や少子高齢化などの社会情勢の変化により文化財を保存し継承する担い手が不足するなど、貴重な文化財の滅失を防ぐことが急務となっています。また一方では、文化財の活用による地域振興、観光振興など、地域活性化に貢献することが期待されています。

今後は、「文化財保存活用地域計画」を策定し、多様な文化財を一体的・総合的に捉え、地域社会全体で文化財を守り、生かし、伝える仕組みづくりを進める必要があります。

○埋蔵文化財の保存と活用

市内各所に所在する数多くの埋蔵文化財（遺跡）は、各種開発事業に先立ち試掘調査や発掘調査を実施し、保護・保存に努めており、今後も開発行為との調整を図りながら適切に保存する必要があります。

また、遺構や出土品については、現地説明会や展示を行い公開していますが、地域の歴史を学び、歴史・文化への関心を高めることができるよう、積極的に公開、活用するとともに、その方法についても工夫・改善する必要があります。

○天然記念物の保護と保存

自然豊かな本市には、ニホンカモシカや杓子ヶ入^{しやくしがいり}のメグスリノキ(※)ギフチョウ、キマダラルリツバメなど、多種多様な天然記念物が数多く確認されており、これら貴重な動植物等の保護と保存に努めるとともに、保護団体との連携により周知と啓発を図ってきました。

市内では、指定された天然記念物以外にも貴重な動植物が確認されており、環境の変化などにより絶滅する恐れもあるため、早急に保護・保存を図っていく必要があります。

(※) 杓子ヶ入のメグスリノキ … 塩川町駒形地区の山林に自生する樹齢 600 年と言われる樹木で、林野庁がまとめた巨樹巨木「森の巨人たち 100 選」に選定された本市指定の天然記念物

○無形民俗文化財の継承と保存

本市では無形民俗文化財の継承と保存を図るため、保存団体に対する指導助言や用具の補修費を補助するなどの支援を行うとともに、伝統文化の発掘と保全のため、広く情報を収集し、未指定の無形民俗文化財についても、その保存、継承を支援してきました。

無形民俗文化財の保存団体の多くは、会員の減少や高齢化などの問題を抱えており、継承者の育成や支援の方法が課題となっていることから、必要な支援を検討し実施していく必要があります。

○郷土資料等の保存と活用

旧市町村史の編さん事業等で収集された資料は、本市の歴史・文化を継承する資料として整理・保存するとともに、郷土への理解を深めるための講演会や文化団体の勉強会等を実施し活用してきました。

これらの郷土資料や文化財を展示・保管する市内6か所の郷土民俗館等は、いずれも老朽化が進んでおり、さらには増加する資料に対応するためのスペースが不足している状況にあることから、喜多方市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、貴重な郷土資料や文化財の適切な保存・管理を行うとともに、活用に向けた計画的な施設整備を検討していくことが必要です。

また、郷土資料の展示・公開については、郷土への理解を深めるため、積極的に実施する必要があります。

○伝統的建造物群の保存と活用

国の選定を受けた小田付伝統的建造物群保存地区については、補助制度による修理、修景による町並み整備、防災計画の策定に向けた調査等を進めてきました。

今後は、将来の町並みを具体的に想定したうえで、補助による町並み整備、防災計画の策定を進めるとともに、町並み整備に併せ積極的な活用事業を実施する必要があります。



小田付伝統的建造物群保存地区

《重点的に取り組む施策》

① 文化財の保存と活用

貴重な文化財を保護・保存するため、調査により価値を明らかにしたうえで、市の文化財に指定する取組を推進します。

また、蔵などの指定文化財の修理等の費用を補助することにより、所有者の負担を軽減し文化財を適正に維持します。

さらに、文化財調査成果の公開や講演会、歴史講座等を実施するとともに、子どもの頃から文化財に親しみ、興味が持てるような体験講座等の取組を推進するなど、年齢を問わず地域社会全体で文化財を守り、生かし、伝える取組を推進します。

② 埋蔵文化財の保存と活用

埋蔵文化財の適切な保存のため、開発行為との調整を図りながら調査・保存を継続します。また、遺構や出土品については、地域の歴史を学び、歴史・文化への関心を高めることができるよう、現地説明や講座の開催など積極的に公開し、活用していきます。

③ 天然記念物の保護と保存

天然記念物を適切に保護するとともに、環境の変化等により絶滅が危惧される動植物について、市の文化財指定などにより保護します。

④ 無形民俗文化財の継承と保存

無形民俗文化財を次世代に継承するため、専門家による保存団体への指導助言や経費の補助などにより、継承・保存のための支援を行い市民の関心を高め、郷土を愛する心を育みます。

⑤ 郷土資料等の保存と活用

収集した貴重な郷土資料を適切に保管し展示するため、老朽化した郷土民俗館等の計画的な施設整備の推進と新たな展示方法について検討します。

さらに施設の利便性を高めるため、管理と運用を効果的に行います。

⑥ 伝統的建造物群の保存と活用

市街地の開発や生活環境の変化により失われることが危惧される町並みを保存するため、修理・修景のための補助を継続するとともに、そこで生活して来た人の思いに立って地域住民や関係機関と連携し、伝統的な建造物の保存・活用に取り組みます。

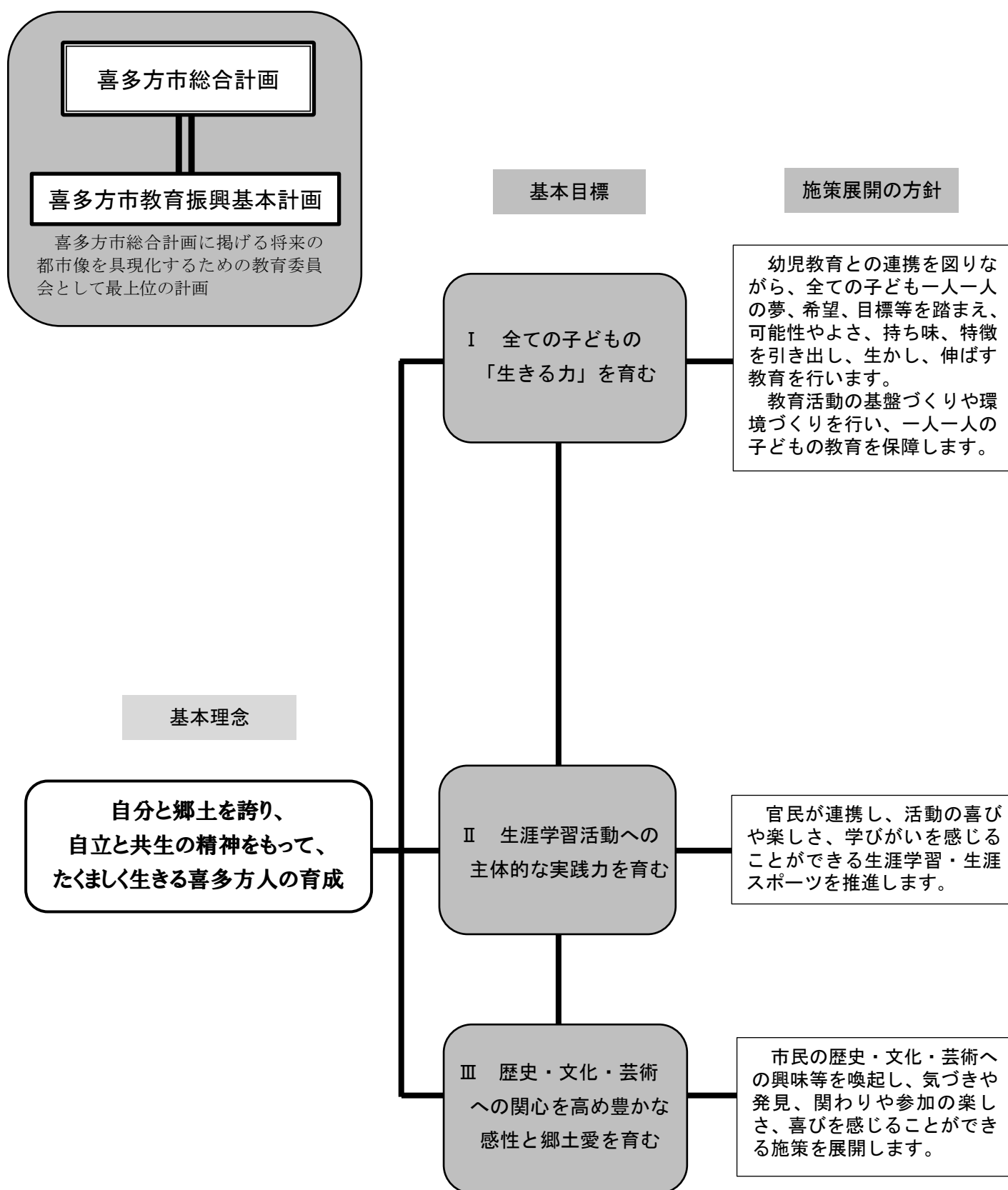
指標と目標値

指 標 名	現状値	目 標 値					施策目標 との主な 関連
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
喜多方市美術館利用者 数（美術館入館者数及び出前 美術館利用者）【単年】	5,157 人 <u>令和2年度</u>	15,920 人	16,400 人	16,880 人	17,400 人	17,920 人	施策 目標 1
文化財活用事業の参加 者数（国・県・市指定文化財 等を活用した各種事業への 年間参加者数）【単年】	743 人 <u>令和2年度</u>	2,590 人	2,640 人	2,700 人	2,750 人	2,800 人	施策 目標 2
文化財の指定件数 （国・県・市の文化財指定 件数）【累計】	182 件 <u>令和2年度</u>	188 件	191 件	194 件	197 件	200 件	施策 目標 2



美術館を見学

2 施策の体系図



施策目標

重点的に取り組む施策

1 確かな学力の育成

①各種学校訪問等の実施 ②英語力の向上（ＡＬＴ配置事業） ③学校図書館の機能強化（学校司書配置事業） ④リーディングスキルの向上 ⑤教員を対象とした各種研修会の開催 ⑥幼児教育との接続連携

2 豊かな心の育成

①道徳教育の充実 ②「喜多方市人づくりの指針」及び冊子「先人からの贈りもの」の活用 ③小学校農業科の推進 ④生徒指導の充実

3 健やかな体づくり

①肥満防止指導 ②むし歯予防対策の実施 ③食育教育の充実 ④学校給食における喜多方市産農産物の利活用 ⑤生涯スポーツへの接続

4 一人一人のニーズに応じた教育

①キャリア教育の展開 ②特別支援教育の充実 ③不登校児童生徒への支援

5 学びを支える環境の整備

①小中学校における働き方改革の取組 ②安全教育の充実 ③通学路安全推進プログラムの推進 ④遠距離通学における安全・安心の確保 ⑤小中学校適正規模適正配置の推進 ⑥保護者の経済的負担の軽減 ⑦均等な教育機会を確保する支援 ⑧安全・安心な学校施設の整備 ⑨コミュニティ・スクールの推進 ⑩ＩＣＴ活用力と情報活用能力及び情報モラルの育成

1 学びを通じた心豊かな人材の育成

①「喜多方市人づくりの指針」の活用 ②各種団体の育成と活動への支援 ③効果的な生涯学習情報の提供 ④生涯学習の機会と場の提供 ⑤図書館の活動の充実 ⑥社会教育施設の整備

2 スポーツに親しめる機会の拡充

①スポーツに参加できる機会の提供 ②健康づくりを意識したスポーツ活動の推進 ③団体間の連携強化 ④指導者とボランティアの育成・確保 ⑤漕艇場を活用したボートのまちづくり ⑥社会体育施設の整備 ⑦学校施設の開放

3 郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成

①地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の推進 ②青少年健全育成団体の活性化 ③青少年ボランティアの育成と活動の推進

1 市民のニーズを踏まえた文化芸術に触れる機会の拡充

①文化芸術を身近に感じられる環境づくり ②喜多方市美術館事業の充実 ③文化芸術団体の活性化への支援 ④地域資源を生かした文化芸術活動・文化芸術創造都市事業の推進

2 地域に残る自然や歴史・文化等の保存と活用

①文化財の保存と活用 ②埋蔵文化財の保存と活用 ③天然記念物の保護と保存 ④無形民俗文化財の継承と保存 ⑤郷土資料等の保存と活用 ⑥伝統的建造物群の保存と活用

第5章 計画の実現に向けて

1 市民への周知とニーズの把握

本計画の実現に向け効果的な施策を展開していくためには、市民の理解と協力が必要であり、市内の教育関係団体等をはじめ、市民全体に本計画の周知を図り教育についての意識を高めていくことが重要です。

市の広報紙等への掲載、児童生徒の保護者など市民との情報交換、さらにアンケート調査等により、本計画の内容について市民に周知し理解を得るとともに、子どもたちや市民が望む教育に関するニーズの把握に努めます。

2 各種機関・団体等との連携の強化

学校・家庭・地域・行政が共通の認識のもと、それぞれの役割を果たしながら協働により教育の振興を図るため、小・中学校をはじめ教育に関わる各種機関・団体等との連携を強化して施策を展開します。

また、本市教育部内はもとより庁内の部局横断的な連携を図り、効率的でより高い効果を目指した施策の展開を図ります。

3 重点事業の実施と財源の確保

本計画に示す重点的に取り組む施策に基づき、重点事業を計画し実施します。また、重点事業の実施にあたっては、国や県の補助金など財源の確保に努めるとともに、本市の中期財政計画を踏まえ緊急性や重要性を考慮して実施します。

4 計画の進行管理

本計画に基づく重点事業等の実施状況や指標を確認しながら、施策の進捗状況を把握するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて実施する教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(※)等において、教育委員会内部の評価と有識者による外部評価を行い、その結果をフィードバックし本計画の効果的かつ着実な進捗を管理します。

(※) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価

… 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

資 料 編

喜多方市教育振興基本計画見直しの主な経過

月 日	会 議 等	主な内容
5 月 10 日 (月)	第 1 回 教育振興基本計画策定作業部会	策定方針、策定スケジュール、 審議会委員の委嘱について
5 月 19 日 (水)	第 2 回 教育振興基本計画策定作業部会	現状と課題の整理について
7 月 21 日 (水)	教育委員会 定例会	審議会委員の委嘱について
8 月 2 日 (月)	第 3 回 教育振興基本計画策定作業部会	現状と課題、施策目標及び重 点的に取り組む施策について
9 月 14 日 (火)	第 4 回 教育振興基本計画策定作業部会	見直し方針及び計画の骨子に ついて
9 月 22 日 (水)	教育委員会 定例会	見直し方針及び計画の骨子に ついて
10 月 21 日 (木)	教育委員会 定例会	審議会への諮問について
11 月 1 日 (月)	第 1 回 教育振興基本計画審議会	委員の委嘱、諮問
11 月 5 日 (金)	第 2 回 教育振興基本計画審議会	計画（案）について （見直しの概要、本市の教育をめ ぐる現状、基本理念と基本目標、施 策の展開）
11 月 17 日 (水)	第 3 回 教育振興基本計画審議会	計画（案）について （施策の展開）
12 月 7 日 (火)	第 4 回 教育振興基本計画審議会	計画（案）について （施策の展開）
12 月 16 日 (木)	教育委員会 定例会	審議会からの意見への対応等 について
1 月 11 日 (火)	市議会 全員協議会	計画（案）について
1 月 12 日 (水) 1 月 31 日 (月)	パブリック・コメントによる意見の募集	計画の案を公表し意見等を募 集
1 月 13 日 (木)	教育委員会 定例会	計画（案）について
2 月 9 日 (水)	教育委員会 定例会	計画（案）について
2 月 9 日 (水)	総合教育会議	教育大綱について
2 月 16 日 (水)	第 5 回 教育振興基本計画審議会	答申（案）について
2 月 25 日 (金)	答申	計画（案）について答申
3 月 17 日 (木)	教育委員会	計画の決定

喜多方市教育振興基本計画審議会諮問書【抜粋】

3 教 第 1 8 3 号
令和 3 年 11 月 1 日

喜多方市教育振興基本計画審議会長 様

喜多方市教育委員会

喜多方市教育振興基本計画の策定（見直し）について（諮問）

喜多方市教育振興基本計画の策定（見直し）について、喜多方市教育振興基本計画審議会
条例（平成 28 年喜多方市条例第 14 号）第 1 条の規定により諮問します。

喜多方市教育振興基本計画審議会答申書

令和 4 年 2 月 25 日

喜多方市教育委員会

教育長 大 場 健 哉 様

喜多方市教育振興基本計画審議会
会 長 神 田 優 子

喜多方市教育振興基本計画の策定（見直し）について（答申）

令和 3 年 11 月 1 日付け 3 教第 183 号で諮問ありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別紙の喜多方市教育振興基本計画（案）《令和 3 年度見直し》を適当と認めます。

なお、下記のとおり当審議会から意見を付しますので、これらに配慮し着実に本計画を推進されるよう求めます。

記

- 1 教育活動の基盤づくりや環境づくりを重視するとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割をしっかりと担い、連携を図りながら、全ての子どものたくましく生きる力の育成に、より一層努めてください。
- 2 子どもから高齢者までのあらゆる世代において、また、障がいのある、なしに関わらず自主的・自発的に活動やスポーツに取り組める環境と体制の整備に努めてください。
- 3 地域に残る自然や歴史、文化等を適切に保存・活用しその価値を高めるとともに、子どもの頃から郷土を理解し誇りと愛着を持てるよう環境の整備に努めてください。
- 4 本計画の推進においては、市民の理解と協力が必要であることから、本計画を市民に十分周知するとともに、市民ニーズの的確な把握に努めてください。
- 5 S D G s の考えを取り入れた意義を大切に、施策を推進してください。
- 6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など不測の事態においても「学びを止めない」工夫に努めてください。
- 7 本計画の進捗に関し、定期的な評価を行い、より効果的な事業の実施に努めてください。

喜多方市教育振興基本計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、喜多方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、本市における教育の振興のための施策に係る基本的な計画の策定及び実施状況に関し、必要な事項を調査審議するため、喜多方市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係団体の委員又は職員
- (3) こども園、幼稚園、小学校又は中学校に在園若しくは在学する幼児、児童若しくは生徒の保護者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第1項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、同号に掲げる者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、教育委員会が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年喜多方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和元年6月21日条例第7号）

- 1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日後初めて委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

喜多方市教育振興基本計画審議会委員

区 分	氏 名	所属機関・団体等	備 考
1号委員	神 田 優 子	元市立小学校校長	
2号委員	伊 藤 尊 仁	喜多方市社会教育委員の会議 議長	
2号委員	幸 田 久美子	喜多方市公民館運営審議会 委員	
2号委員	宇津味 守 温	公益財団法人 喜多方市体育協会 代表理事副会長	
2号委員	眞 壁 俊 信	喜多方市文化財保護審議会 会長	
2号委員	夏 井 隆 一	喜多方市青少年育成市民会議 副会長	
3号委員	小 林 茂 行	喜多方市PTA連絡協議会 会長	
3号委員	内 島 聖	第二こども園後援会 会長	
4号委員	佐 藤 明	喜多方市校長会 会長（熊倉小学校長）	
4号委員	板 橋 和 典	喜多方市校長会 副会長（第一中学校長）	
4号委員	高 橋 さつき	こども園 園長（第二こども園）	
4号委員	横 山 修	福島県教育庁会津教育事務所 所長	

※「区分」の欄は、喜多方市教育振興基本計画条例第3条第1項の規定による。

喜多方市教育委員会 教育長・教育委員（令和４年３月１日現在）

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	大 場 健 哉	
教育長職務代理者	大 森 佳 彦	
委 員	遠 藤 一 幸	
委 員	高 橋 明 子	
委 員	長 田 聡 子	

喜多方市教育振興基本計画策定作業部会設置要綱

（目的）

第１条 喜多方市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しをするにあたり、教育部内の連携を図り効率的な策定作業を進めるため、喜多方市教育振興基本計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する

- （１） 基本計画の見直し原案作成に関すること。
- （２） 基本計画の見直し案の調整に関すること。
- （３） その他、基本計画の見直しに必要な事項に関すること。

（組織）

第３条 作業部会は、教育部長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化課長及び中央公民館長の職にある者をもって組織する。

２ 作業部会に部会長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。

（会議）

第４条 作業部会の会議は、部会長が必要に応じ随時招集し、部会長が会議の議長となる。

２ 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

（庶務）

第５条 作業部会の庶務は、教育総務課において処理する。

（設置期間）

第６条 作業部会の設置期間は、基本計画の見直しがされる日までとする。

（補則）

第７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和３年４月２８日より施行する。

喜多方市教育振興基本計画策定作業部会構成員

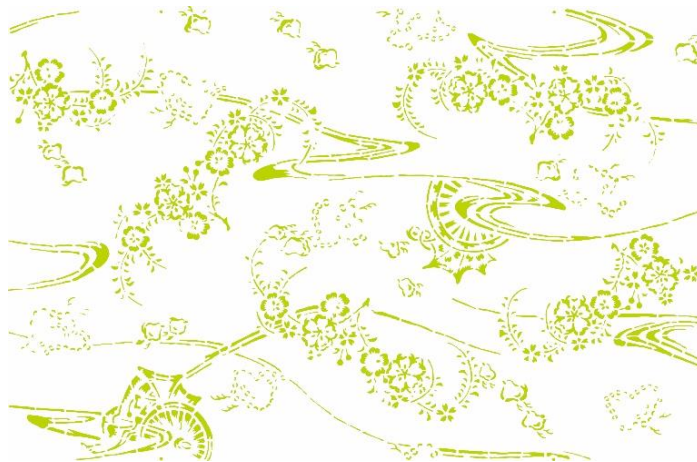
職 名	氏 名	備 考
教 育 部 長	高 畑 圭 一	部会長
教 育 総 務 課 長	佐 野 仁 美	
学 校 教 育 課 長	穴 澤 正 志	
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 洋	
文 化 課 長	松 崎 裕 美	
中 央 公 民 館 長	栗 城 由 紀	

表紙及び裏表紙

会津型 「流れに桜、千鳥、片輪車」

喜多方の染型紙

福島県指定重要有形民俗文化財「会津の染型紙と関係資料」

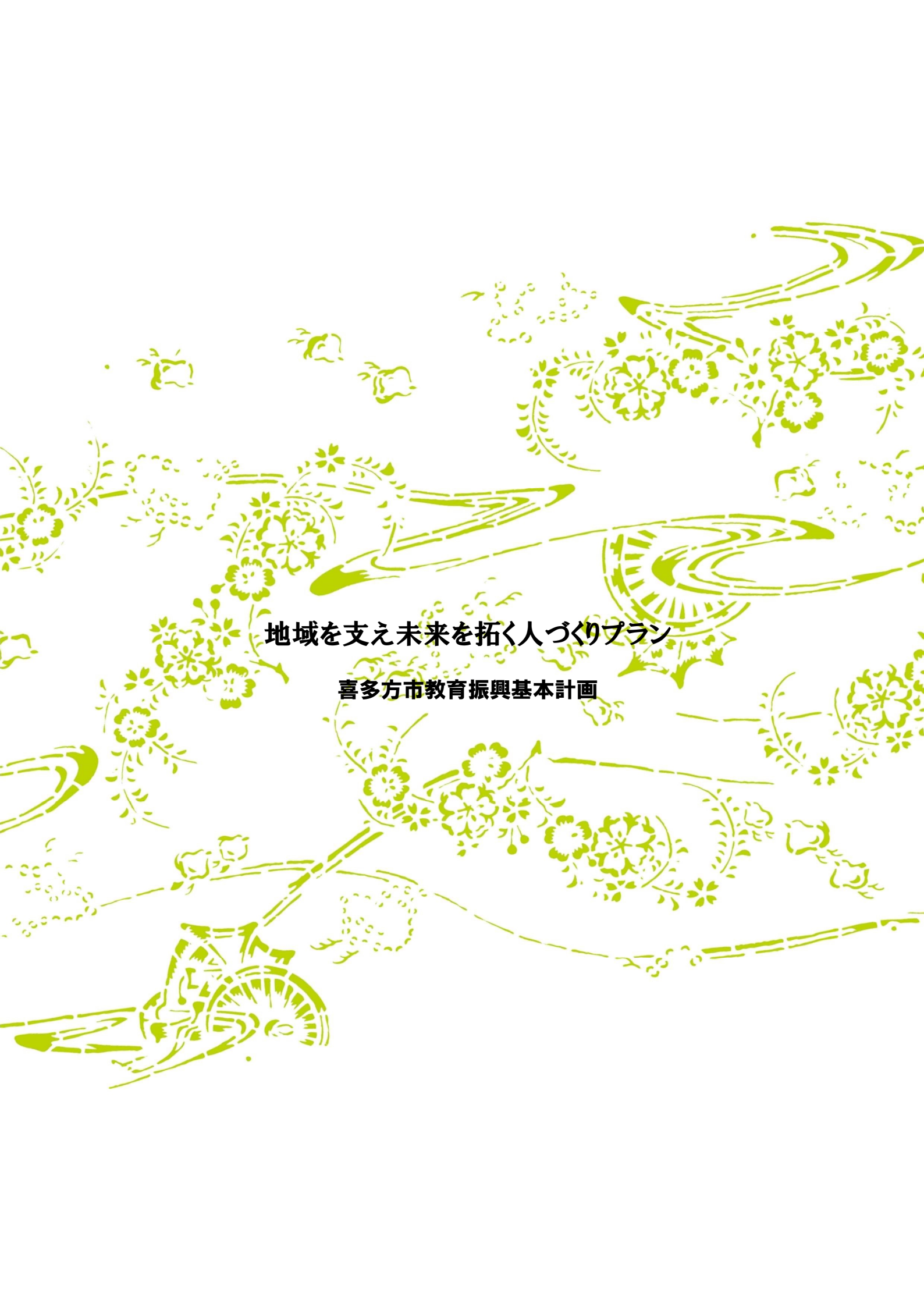


喜多方市教育振興基本計画 《令和3年度見直し》

発行日 令和4年3月
発 行 喜多方市教育委員会
編 集 教育部教育総務課

〒966-8601

福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2

The background of the page is a traditional Japanese ink wash illustration. It depicts a winding river or path that flows from the upper right towards the lower left. The banks are adorned with cherry blossom branches, some in full bloom and others as buds. In the lower left corner, a traditional Japanese bridge with a thatched roof is partially visible. The overall style is elegant and serene, typical of Edo-period landscape art.

地域を支え未来を拓く人づくりプラン

喜多方市教育振興基本計画